

**EUデジタル・オムニバス法案リーク文書が示すGDPR・データ法・AI法の改正案**  
**—欧州データ保護・AI規制の再構築と日本企業に求められる実務対応—**  
(一般社団法人日本DPO協会主催 第45回個人情報保護セミナー)  
(2025年11月27日)

S&K Brussels法律事務所 東京・ブリュッセルオフィス  
パートナー弁護士(日本・ニューヨーク州・ブリュッセル(B-List))  
一般社団法人日本DPO協会 事務局長 杉本 武重  
T+81(0)3 6410 8315; +32 494 67 33 51  
[takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com](mailto:takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com)  
<https://www.sandkbrussels.com/>

**S&K**  
Brussels

# 本日のテーマ(講演「EUデジタル・オムニバス法案リーク文書が示すGDPR・データ法・AI法の改正案—欧州データ保護・AI規制の再構築と日本企業に求められる実務対応—」)

I. Digital Omnibus for the digital acquis (Digital Package on Simplification)(2025年11月19日欧州委員会提案)	3
II-A. GDPR関連	5
II-B. データ法関連	22
II-C. その他	26
II. Digital Omnibus on AI (Digital Package on Simplification)(2025年11月19日欧州委員会提案)	28
III. データ連合戦略: AIのためのデータの解放(2025年11月19日付欧州委員会から欧州議会及びEU理事会へのコミュニケーション)	37
IV. Digital Omnibus法案の次のステップと日本企業に求められる実務対応	78

# **I. Digital Omnibus for the digital acquis (Digital Package on Simplification) (2025年11 月19日欧州委員会提案)**

# Digital Omnibus (2025年11月19日欧州委員会提案)の概要

- 欧州委員会の新たなデジタルパッケージにより、欧州の企業(工場からスタートアップまで)は、事務作業や遵守作業に費やす時間を減らし、イノベーションおよび事業拡大により多くの時間を割くことが可能となる。
- この取り組みにより、欧州企業は成長の機会を得て、テクノロジーの最前線に留まることができる一方で、欧州の最高水準である基本的権利、データ保護、安全性、公平性も同時に推進する。
- このパッケージの中核には以下のものが含まれる。
  - 人工知能(AI)、サイバーセキュリティおよびデータに関する規則を合理化する「デジタル・オムニバス」
  - これを補完するものとして、AI向けの高品質データの利用を可能にする「データ連合戦略」
  - 企業が単一のデジタルIDを利用して事務手続きを簡素化し、EU加盟国間での事業遂行を格段に容易にする「欧州ビジネス・ウォレット」
- このパッケージは遵守負担を軽減することを目的としており、簡素化努力によって2029年までに最大50億ユーロの事務コスト削減が見込まれている。欧州ビジネス・ウォレットは、企業に対して年間1,500億ユーロの追加的な節減効果を生み出す可能性がある。
- デジタルパッケージは7番目のオムニバス提案に当たる。欧州委員会は、企業活動をより単純、低コスト、効率的にすることでEU経済をより競争力と豊かさのあるものとするため、EU規則の簡素化に向けた方針を示してきた。2029年末までに事務負担を少なくとも25%、中小企業については少なくとも35%削減するという前例のない簡素化目標を掲げている。
  - Omnibus IV(2025年5月21日欧州委員会提案)では、①中小零細企業及び小規模中堅企業の定義の導入と行動規範の策定等に際する中小零細企業(micro, small, and medium-sized enterprises)、小規模中堅企業(small mid-cap enterprises)のニーズの考慮とともに、②処理記録の作成が免除される事業者の範囲の拡大、処理記録の作成が免除されない処理行為の範囲の縮小が提案されている。

## I-A. GDPR関連

# 改正案がEU GDPRにもたらす変更

デジタルオムニバスは、GDPR に関しては、次のことを提案している。

## ■ 「Cookieルール」の最新化:

- ユーザーは、ワンクリックでの同意と、データの共有および処理方法に関する設定を一元的に行うことで、デバイスにアクセスできるユーザーを制御できる。
- 「Cookieルール」の最新化により、よりシンプルなデザインでユーザーが実際に選択できるようになり、Cookieバナーの煩わしさが軽減される。
- また、企業は年間8億ユーロ以上の節約を実現できる。

## ■ GDPRの中核原則は維持しつつ、法的明確性を提供し、企業のコンプライアンス負担を軽減することで、個人データを基盤とした新たな価値創造の機会を創出する。

- 例えば、今回の改正では、AIモデルの学習における個人データの正当な利用について枠組みを定め、ユーザーの利益が十分に考慮され、保護されるよう徹底している。
- また、個人データを、データ主体の身元を明かすことなく第三者と共有できるデータへと安全に変換する方法に関する最近の判例も明文化している。
- これらの措置には、市民の個人データが最高レベルで保護されるよう、強力な安全対策が講じられている。

## ■ オムニバスは企業がすべてのインシデント報告義務を一元的に満たすことができる「単一事務報告窓口」を導入する。

- 現在、企業はNIS2指令、GDPR、デジタル業務レジリエンス法(DORA)など複数の法令に基づいてサイバーインシデントを報告する必要がある。
- このインターフェースは強固なセキュリティ措置を備えて開発され、信頼性と有効性を確保するために包括的なテストが実施される。

# GDPR関連

改正案	改正案条文、GDPR関連条文
1. 個人データの定義の改正(仮名化された個人データに関する「相対論」の明文化)	改正案3条1項(a)、GDPR4条(1)
2. 特別な種類の個人データを処理することができる例外の追加(AIシステムの開発・運用、生体認証)	改正案3条3項、GDPR9条2項
3. データ主体による権利の濫用の抑止	改正案3条4項、GDPR12条5項
4. データ主体から直接個人データを取得する場合において、情報提供を行う必要がない場合の拡大	改正案3条5項、6項、GDPR13条4項、5項を追加
5. 自動化された意思決定の対象とされない権利に関する明文規定の削除	改正案3条7項、GDPR22条1項、2項
6. 監督当局へのデータ侵害通知の要件の緩和、窓口の一本化、通知様式の共通	改正案3条8項、GDPR33条
7. データ保護影響評価(DPIA)を行う必要のある処理業務の種類及び行う必要のない処理業務の種類(加盟国の監督当局ではなく)EDPBによるリスト化、DPIAの共通テンプレート・方法の整備(及びこれに伴う加盟国の監督当局、EDPBの任務に関する規定の改正)	改正案3条9項(11項、12項、13項、14項)、GDPR35条(57条、64条、70条)
8. 個人データの仮名化により特定の者には個人データに該当しなくなる場合に関する実施法令の採択を欧州委員会に授権	改正案3条10項
9. 端末機器における個人データの処理に関し、指令2002/58/EC(eプライバシー指令)の下での規制からGDPRの下での規制への移行・統合	改正案3条5項、5条(eプライバシー指令の改正)
10. 自然人の端末機器における個人データの処理につき、いわゆるユニバーサルオプトイン／オプトアウト信号の導入	改正案3条15項
11. AIの開発・運用の過程における処理	改正案3条15項

# 1. 個人データの定義の改正(仮名化された個人データに関する「相対論」の明文化)

## 改正案3条1項(a)、GDPR4条(1)

GDPR4条(1)(個人データの定義)に以下を追加

「自然人に関する情報は、単にある者が当該自然人を識別することができるということによって、必ずしも、他のすべての人ないし者にとっても個人データであるとはされない。ある者が、その者にとって合理的に利用し得る手段を考慮した上で、(情報の主体たる)自然人を識別できない場合、情報は個人データに該当しない。当該者にとって、かかる情報は、後続の受領者が当該情報に係る自然人を識別するために合理的に利用し得る(利用する合理的な可能性がある)手段があることのみをもって、個人データとなるものではない。」

欧州委員会: 今回の改訂では個人データはどのように再定義されるか。

- 改正案は、最近の欧州連合司法裁判所(CJEU)の判決を成文化したもの。
- 新たな規則では、データセットを受領する第三者が個人を再識別できないことを条件に、データセットの共有と利用が可能になる。
- データセットを仮名化したデータ管理者は、引き続きGDPRに基づくすべての義務を負う。
- 技術の急速な進化に加え、企業がデータの仮名化や仮名化解除を行うための多様な手段を有することを踏まえ、欧州委員会はこうした進化を反映した実施法令を制定することが可能になる。これにより、企業にとっての法的確実性がさらに高まり、市民の権利に対する最新かつ強固な保護が確保されるはずである。
- GDPRにおける「個人データ」の定義は、管理者が「合理的に用いる可能性のある手段」をもって個人を識別できない情報を除外するように改正される。
- これはCJEUのSRB事件([C-413/23判決](#))を反映するものであり、識別が法的に禁止されている場合や、不相応な労力を要する場合には、当該主体にとって情報は個人データに該当せず、GDPRの適用範囲外になる。
  - 処理者が処理するデータが個人データに該当しない場合でも、管理者はGDPR28条の要件を満たすデータ処理契約を締結する必要があるか、受領者が所在する第三国では個人データに該当しないと考えられるデータについても管理者はGDPR第V章に基づく適切な保護措置を講じる必要があるのか、等の論点がありうる。
- リーク文書にあった「健康に関するデータ」の定義変更(健康状態を直接示すデータに限定する案)は改正案には含まれていない。

## 2. 特別な種類の個人データを処理することができる例外の追加(AIシステムの開発・運用、生体認証)

### 改正案3条3項、GDPR9条2項

9条1項(特別な種類の個人データの処理を原則禁止)の適用除外規定である9条2項に以下を追加

「(k)規則(EU)2024/1689(AI法)3条(1)に定義するAIシステム又はAIモデルの開発及び運用の過程における処理。ただし、5項に規定する条件に従うものとする。」

9条5項(AIの開発・運用に際して特別な種類の個人データを処理する場合の条件)として以下を追加

「2項(k)に定める処理のため、特別な種類の個人データの取得その他の処理を回避するための、適切な組織的・技術的措置が実装されなければならない。かかる措置の実装にもかかわらず、AIシステム又はAIモデルの訓練・試験・検証に使用されるデータセットの中に特別な種類の個人データを発見した場合、管理者は、かかるデータを除去しなければならない。当該データの除去が不相当な努力を要する場合、管理者は、いずれにしても、不当な遅滞なく、かかるデータがアウトプットの生成に使用されること、第三者に開示その他の方法で利用可能なものとなることを防ぐために、効果的に保護するものとする。」

- AIシステムやモデルの開発・運用のために、特別な種類のデータの残余的な処理を認める。ただし、当該データを識別・除去する努力を尽くし、それが不相应に負担となる場合には、出力データとして第三者に開示されないような手段を講じる必要がある。
- 特別な種類のデータで、削除に不相应な負担が生じる場合には、個人による削除請求に例外を認める仕組みを示唆しており、この場合、管理者は不当な遅滞なく当該データが出力生成や第三者提供に利用されないよう効果的に保護しなければならないが、削除できない場面での出力フィルタの利用を促すものと考えられる。
  - 特別な種類のデータだけが対象なら、それ以外の通常の個人データはより厳格な削除義務が課せられることになるか。
  - 不当な遅滞なくという文言は、データ主体の権利行使の対応期限とは整合していない。

## 2. 特別な種類の個人データを処理することができる例外の追加(AIシステムの開発・運用、生体認証)

### 改正案3条3項、GDPR9条2項

9条1項(特別な種類の個人データの処理を原則禁止)の適用除外規定である9条2項に以下を追加

「(I) 生体データの処理がデータ主体の身元の確認(認証)の目的のために必要である場合であって、認証のために必要とされる生体データ又は手段が専らデータ主体の管理下にあるとき。」

- 本人識別のために用いられる生体データであって、ユーザーの専用管理下にある場合(オンデバイス生体認証)に関するもの
- ボット対策やなりすまし防止に有用であると考えられる。

### 3. データ主体による権利の濫用の抑止

#### 改正案3条4項、GDPR12条5項

データ主体の要請に対して管理者が手数料を課し、又は、要請を拒否できる場合を追加するとともに、管理者が立証を要する対象を軽減するものとして、以下の下線部を追加。

「13条及び14条に基づき提供される情報、並びに、15条から22条まで及び34条に基づいてなされる連絡及び行為は、無償で提供されるものとする。データ主体からの要請が、明らかに根拠のないものである場合、又は、特に、要請が繰り返し行われ、また、15条に基づく請求について当該者が本規則によって与えられた権利を自己のデータの保護の目的以外の目的のために濫用していることを理由として、過剰なものである場合、管理者は、以下のいずれかの措置をとることができる。

- (a) 情報提供・連絡・要請された行為を行うための事務管理費用に照らして合理的な手数料を課すこと
- (b) 要請への対応を拒否すること

管理者は、当該要請が明らかに根拠のないものであること、又は、過剰であると信ずることに合理的な理由があることを立証する責任を負うものとする。

- データ主体によるアクセス要求 (DSAR: data subject access requests) が、データ保護目的以外に悪用されている場合、管理者はDSARを拒否するか、合理的な手数料を徴収できるようになる。
- 雇用紛争等でディスカバリーの代替としてDSARを乱用するケースへの抑制に資する可能性がある。

## 4. データ主体から直接個人データを取得する場合において、情報提供を行う必要がない場合の拡大

### 改正案3条5項、6項、GDPR13条4項、5項を追加

従前は、「1、2及び3項は、データ主体が既に当該情報を有している場合には、その限りにおいて適用されない」と規定されていた13条4項(直接取得の場合の情報通知の適用除外規定)を、以下に差し替え。

「1、2及び3項は、データ主体とデータ集約的でない活動を行う管理者の間の明確かつ限定された関係性のもとで個人データが取得され、かつ、データ主体が1項(a)及び(c)に掲げる情報を既に有していると考えべき合理的な理由がある場合は、適用されない。ただし、管理者が当該データを他の受領者・受領者の種類に送付する場合、当該データを第三国に移転する場合、22条1項に定める自動化された意思決定(プロファイリングを含む。)を行う場合、又は、当該処理が35条に定める意味におけるデータ主体の権利及び自由に対する高いリスクをもたらす可能性がある場合は、この限りではない。」

1項(a): 管理者の身元及び連絡先(場合に応じ代表者の身元及び連絡先)

1項(c): 個人データの処理の目的及び処理の法的根拠

⇒より分かりやすく分割すると以下のとおり。

1、2及び3項は、次の2つの条件が満たされる場合には適用されない。

①データ主体と管理者(データ集約的でない活動を行う場合に限る。)との間の明確かつ限定された関係性のもとで個人データが取得されること、②データ主体が1項(a)及び(c)に掲げる情報を既に有していると考えべき合理的な理由があること

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

①当該データを他の受領者・受領者の種類に送付する場合

②当該データを第三国に移転する場合

③22条1項に定める自動化された意思決定(プロファイリングを含む。)を行う場合

④当該処理が35条に定める意味におけるデータ主体の権利及び自由に対する高いリスクをもたらす可能性がある場合

## 4. データ主体から直接個人データを取得する場合において、情報提供を行う必要がない場合の拡大

### 改正案3条5項、6項、GDPR13条4項、5項を追加

以下の5項を追加

「科学的研究目的のために処理が行われる場合であって、①1項、2項及び3項に定める情報の提供が不可能であるとき若しくは不相応な努力を要するときは89条1項に定める条件及びセーフガードの下で、②本条1項に定める義務が当該処理の目的の達成を不可能ならしめ若しくは深刻に阻害するときはその限りにおいて、管理者は、1項、2項及び3項に定める情報の提供を要しない。この場合、管理者は、データ主体の権利、自由及び正当な利益を保護するための適切な措置(当該情報の公表を含む。)をとるものとする。」

欧州委員会: 科学研究の文脈において個人データをどのように処理するかについてのより明確な規則

- 現在、「科学的研究」はGDPR本文では定義されておらず、前文での言及にとどまる。前文では民間資金による研究や公共の利益のために実施される研究も含むとされている。これをGDPR第4条に定義として追加する。
- 「科学的研究」とは、技術開発や実証のようにイノベーションを支える研究であり、既存の科学的知見に貢献するか、既存知識を新たな形で応用するもので、社会の一般的知識と福祉の向上を目的として、当該研究分野の倫理基準に従って実施されるもの。商業的利益の追求が目的に含まれる場合も排除されない。
- 通知が不可能か、不相応な負担となる場合、例えば、収集時点で管理者が科学的研究目的での処理を予見し得なかった場合、には通知を要しない。このような場合、管理者は公表など間接的な方法により情報提供を行う必要がある。

## 5. 自動化された意思決定の対象とされない権利に関する明文規定の削除 改正案3条7項、GDPR22条1項、2項

従前は、1項に自動化された意思決定の対象とされないデータ主体の権利を規定し、2項に適用が除外される場合を規定していたが、これらを以下に差し替え(下線部は、従前の除外規定に追加された箇所)。

「1. データ主体に法的効果をもたらす決定、又は、同様に重大な影響を及ぼす決定は、当該決定が以下の要件を満たす場合に限り、自動化された処理(プロファイリングを含む。)のみに基づいて行うことができる。

(a) データ主体と管理者との間の契約の締結又は履行のために必要である場合(専ら自動化された手段以外の方法で当該決定を行い得るかどうかを問わない。)

(b) 管理者が服するEU法又は加盟国法であって、データ主体の権利、自由及び正当な利益を保護する適切な措置を定めたものにより、認められる場合

(c) データ主体の明示的な同意に基づく場合」

- 法的または同等に重大な影響を与える完全自動化された決定は契約の締結又は履行のために必要である場合には認められる。同じ決定が技術的には手動でも可能であっても、この規定の適用は妨げられないことが明確化される。

## 6. 監督当局へのデータ侵害通知の要件の緩和、窓口の一本化、通知様式の共通 改正案3条8項、GDPR33条

監督当局へのデータ侵害通知義務を定める33条1項を以下に差し替え

「自然人の権利及び自由に高いリスクをもたらすおそれがある個人データ侵害が発生した場合、管理者は、不当な遅滞なく、可能であれば当該データ侵害を認知してから96時間以内に、指令(EU)2022/2555(NIS2指令)23a条に基づき設置された単一窓口を通じて、55条及び56条に基づき管轄権を有する監督当局に通知するものとする。監督当局への通知が96時間以内になされなかった場合は、遅滞の理由を付すものとする。」

なお、単一窓口が設置されるまでの間は、監督当局に直接通知(33条1a項追加)。

欧州データ保護会議(EDPB)は、監督当局へのデータ侵害通知の共通様式を欧州委員会に提案(33条6項、7項追加)。

- サイバーインシデントへの対応にあたる組織は、現在、NIS(ネットワーク情報セキュリティ)指令、GDPR、DORAなど、複数の法令に基づき、義務的な報告書を提出することが義務付けられている。このため、タイムリーかつ包括的な報告が阻害される可能性がある。そのため、組織がすべてのインシデント報告義務を同時に満たす報告書を提出できる単一事故報告窓口を導入する。
- ENISA(EUサイバーセキュリティ機関)は、サイバーレジリエンス法に基づく単一報告プラットフォームで得た経験に基づき、報告のための単一事故報告窓口を構築・維持する任務を負う。
- 単一事故報告窓口の導入により、既存の報告義務や報告の受領機関に変更が生じることはない。ENISAまたは欧州委員会は、それぞれの法令で規定されている場合を除き、報告された情報にアクセスすることはできない。
- ①データ侵害通知が必要とされる場合につき、従前は「自然人の権利及び自由にリスクをもたらす可能性が低い場合を除く」としていたところ、「自然人の権利及び自由に高いリスクをもたらすおそれがある場合」のみ通知義務、②通知の時間制限を72時間から96時間に延長、③ENISAに設置する単一窓口を通じた形での監督当局への通知制度の導入

## 7. データ保護影響評価(DPIA)を行う必要のある処理業務の種類及び行う必要のない処理業務の種類(加盟国の監督当局ではなく)EDPBによるリスト化、DPIAの共通テンプレート・方法の整備(及びこれに伴う加盟国の監督当局、EDPBの任務に関する規定の改正)

### 改正案3条9項(11項、12項、13項、14項)、GDPR35条(57条、64条、70条)

35条4項(加盟国の監督当局に対しDPIAの実施義務の対象となる処理業務の種類のリストを作成・公表することを義務付ける)、5項(加盟国の監督当局の裁量によるDPIAを実施する必要がない処理業務の種類のリストの作成・公表)及び6項(上記リストの採択手続き)を以下に差し替え

「4. EDPBは、1項に従いDPIAの要件の対象となる処理業務の種類のリストに係る提案を作成し、欧州委員会に送付するものとする。

5. EDPBは、DPIA(の実施)を要しない処理業務の種類のリストに係る提案を作成し、欧州委員会に送付するものとする。

6. EDPBは、DPIAの実施のための共通テンプレート及び共通手法に係る提案を作成し、欧州委員会に送付するものとする。」

- 上記のリスト等の採択・見直しの手順を定める6a項及び6b項、並びに、加盟国の監督当局が作成した既存のリストはEDPBの提案によるリストが採択されるまでの間、効力を維持する旨の経過規定(6c項)を追加
- なお、改正案2条10項、11項により、上記に伴うEDPBの任務等に関する規定(GDPR64条1項、70条1項)の修正

欧州委員会: データ保護影響評価をいつ実施しなければならないかを明確にする。

- EDPBは、DPIAが必要となる処理業務を示すリストを策定しなければならない。このリストはEU全域で有効となり、加盟国が現在個別に作成しているホワイトリスト/ブラックリストに代わることになる。共通のテンプレートと方法論もEU全域で策定される。

## 8. 個人データの仮名化により特定の者には個人データに該当しなくなる場合に関する実施法令の採択を欧州委員会に授権 改正案3条10項

以下の41a条を追加

- 「1. 欧州委員会は、仮名化の結果であるデータが特定の者にとっては個人データに該当しなくなるかどうかを判断するための方法及び基準を定める実施法令を採択することができる。
2. 1項の目的のため、欧州委員会は、以下のことを行うものとする。
  - (a) 利用可能な技術の最新状況の評価
  - (b) 管理者及び受領者が典型的な受領者との関係において再識別のリスクを評価するための基準ないしカテゴリーの策定
3. (仮名化された)データがデータ主体の再識別をもたらさないことの立証の要素として実施法令に記載される方法及び基準を実施していることを援用することができる。」

以下、実施法令の採択手続きに関する4項、5項

## 9. 端末機器における個人データの処理に関し、指令2002/58/EC(eプライバシー指令)の下での規制からGDPRの下での規制への移行・統合 改正案3条5項、5条(eプライバシー指令の改正)

88条の後に88a条として以下を追加

「88a条(自然人の端末機器における個人データの処理)

1. 自然人の端末機器に個人データを保存し、又は、当該端末機器に既に保存された個人データへのアクセスを得ることは、当該人が本規則に従い同意を与えた場合にのみ認められる。
2. 1項の規定は、6条の意味におけるEU法又は加盟国法に基づき、同項に定める条件に従い、23条1項に定める目的を保護するために、自然人の端末機器に個人データを保存し、又は、当該端末に既に保存された個人データへのアクセスを得ることを妨げるものではない。
3. 同意なくして行う自然人の端末機器における個人データの保存又は当該機器に既に保存された個人データへのアクセス、及び、これに続く処理は、次のいずれかのために必要な限度において適法とされる。
  - (a) 電子通信ネットワークを介する電気通信の送信を実行すること
  - (b) データ主体によって明示的に要請されたサービスを提供すること
  - (c) サービスの受領者を計測するためにオンラインサービスの利用状況に関する集計情報を作成すること(当該オンラインサービスの管理者が専ら自己の利用のために行う場合に限る。)
  - (d) データ主体によって要請された管理者の提供するサービス又は当該サービスの提供のために使用される端末機器の安全性の維持・回復
4. 自然人の端末機器における個人データの保存又は既に保存されたデータへのアクセスが同意に基づくものである場合、以下の規定が適用される。
  - (a) データ主体は、1回のクリック又はこれと同等の手段により、容易かつ分かりやすい方法で、同意の要請を拒否することができるものとする。
  - (b) データ主体が同意を与えた場合、管理者は、当該データ主体による同意に適法に依拠することができる期間において同じ目的のために新たに同意を要請してはならない。
  - (c) データ主体が同意の要請を拒否した場合、管理者は、少なくとも6か月の期間内に同じ目的のために新たに同意の要請を行ってはならない。本項は、その後の処理が同意に基づいて行われる場合にも適用される。
5. 本条は、[本規則の効力発生の6か月後]から適用される」

## 9. 端末機器における個人データの処理に関し、指令2002/58/EC(eプライバシー指令)の下での規制からGDPRの下での規制への移行・統合 改正案3条5項、5条(eプライバシー指令の改正)

なお、改正案2条1項(c)により、「端末機器」、「電子通信ネットワーク」の定義は以下のとおり。

端末機器(指令2008/63/ECの1条1に定める端末機器をいう):

(a) 情報の送信、処理又は受信の目的で公の通信ネットワークのインターフェースに直接的又は間接的に接続した機器(直接的な場合及び間接的な場合のいずれについても、かかる接続は、ケーブル、光ファイバー、又は、電磁的方法によってなされ得る。端末とネットワークのインターフェースとの間に機器が設置される場合を間接的な接続という。)

(b) 衛星地上局機器

電子通信ネットワーク(指令(EU)2018/1972の2条(1)に定める電子通信ネットワークをいう):

有線、無線、光又は他の電磁的方法による信号の伝達を可能とする伝達システム(恒久的なインフラストラクチャ又は集中された管理機能に基づくものであるか否かを問わない。)、及び、場合に応じ、スイッチ機器、ルーター機器その他の物資(アクティブでないネットワーク要素を含む。)。これには、伝達される情報の種類のいかんにかかわらず、衛星ネットワーク、固定回線(インターネットを含む、回線交換網、パケット交換網)及びモバイルネットワーク、電力ケーブルシステム(信号伝達の目的のために利用される限度に限る。)、ラジオ及びテレビ放送に使用されるネットワーク及びケーブルテレビネットワークを含む。

さらに、eプライバシー指令の改正として、①公に利用可能な電子通信サービスの提供者のサービスの安全性保護措置に関するeプライバシー指令4条を削除、②5条3項に「本項は、端末機器の加入者又は利用者が自然人である場合において、保存され又はアクセスされる情報が個人データの処理に該当する(又は該当することとなる)場合には、適用されない。」を追加

- eプライバシー指令5条(3)の関連規定をGDPRの新たな第88a条として取り込み、端末機器における個人データ処理をGDPRの監督の下に完全に置く一方、非個人データに関する既存のePrivacy保護は維持する点である。

# 10. 自然人の端末機器における個人データの処理につき、いわゆるユニバーサルオプション／オプトアウト信号の導入

## 改正案3条15項

GDPR88b条として以下を追加

「88b条(自然人の端末機器における個人データの処理に関する自動化された機械可読な(方法による)データ主体の選択の表示)

1. 管理者は、自己のオンラインインターフェースにおいてデータ主体が次のことをできるよう確保しなければならない。
  - (a) 自動化された機械可読な方法によって同意を与えること(本規則に定める同意の要件が満たされることを要する。)
  - (b) 自動化された機械可読な方法により、同意の要請を拒否すること及び21条2項に基づく異議権を行使すること
2. 管理者は、データ主体が1項に従い行った選択を尊重しなければならない。
3. 1項及び2項の規定は、メディアサービスである管理者がメディアサービスを提供するに際しては適用されない。」
4. データ主体の選択の機械可読な表示の解釈に関する整合規格の作成手続き及び整合規格の全部又は一部に適合する場合の要件適合性の推定
5. 1項及び2項の適用開始日(本規則の効力発生から24か月後)
6. ウェブブラウザ提供者(中小企業に該当しない者)は、データ主体が1項に従い自動化された機械可読な方法で同意の要請に対して同意を与え又はこれを拒否することができるようにするための技術的手段を提供する義務を負う。
7. 6項の適用開始日(本規則の効力発生から48か月後)

■ 管理者は、データ主体が機械可読な信号で同意・拒否を示せるようにし、ブラウザ提供者(SMEを除く)はそれを送信する技術手段を提供しなければならない。実装期限は、管理者に24か月、ブラウザ提供者に48か月とされ、以前より延長された。欧州委員会は欧州標準化機関にプロトコル開発を委託し、調和標準に適合することで遵守推定が与えられる。なお、欧州メディア自由法に定義されるメディアサービス提供者は、広告収益保護の観点から、この自動信号に従う義務が免除される。

# 11. AIの開発・運用の過程における処理

## 改正案3条15項

88c条として以下を追加

「88c条(AIの開発・運用の過程における処理)

AIシステム(規則(EU)2024/1689(AI法)3条(1)の定義による。)又はAIモデルの開発及び運用の過程における管理者の利益のために個人データの処理が必要である場合、場合に応じ、6条1項(f)にいう意味における正当な利益のために当該処理を実施することができる。ただし、かかる利益よりも、個人データの保護を求めるデータ主体(特に、データ主体が子どもである場合)の利益、基本的人権ないし自由が優先する場合を除く。

かかる処理は、データ主体の権利及び自由に係る適切な組織的・技術的措置及び保護措置(例えば以下に掲げるもの。)を講じることを条件とする。

(a) AIシステム又はAIモデルの情報源の選定の段階及び学習・テストを通じてデータ最小化(の原則)が尊重されることを確保すること

(b) AIシステム又はAIモデルに残留したデータの(意図せざる)開示から保護すること

(c) データ主体に対する透明性の向上を確保すること

(d) データ主体に対し、自己の個人データの処理に対する無条件の異議権を与えること

**欧州委員会: AIにおける個人データの使用に関する新しい規則では何が規定されているか。**

■ GDPRでは、個人データの処理の責任を負う主体である管理者は、「正当な利益」のために個人データを適法に処理することができる。改正案はこれがAIシステムにどのように適用されるかを明確にしている。

■ EDPBの意見に従い、特定の状況での使用がEU法または国内法に違反せず、処理がGDPRの全ての要件に準拠している限り、個人データはAIモデル用に処理できる。

■ 改正案は、この処理を強力な保護措置に委ね、データ主体が個人データの処理に対して無条件に異議を申し立てる権利を持つことを保証する。

■ モデル学習のための個人データ処理が正当な利益となることが確認される。ただし、処理が正当化されることの立証および利益衡量テスト(正当な利益の分析の3要素のうち2つ)は引き続き必要

## I-B. データ法関連

# 改正案がEUデータ法にもたらす変更

デジタルオムニバスはEUデータ法を簡素化し、規制遵守をEU企業にとってのコストの負担ではなく、競争上の優位性に変える。

改正案は、すべてのデータ関連規則を、データ法と、引き続き中核となるGDPRという2つの主要法に統合する。

また、イノベーションを促進するための重要な資源として、企業がデータへのアクセスを向上させるための実務上の障害を克服できるよう、的を絞った改正を提案し、市民の権利と利益、そしてプライバシーと営業秘密の最高レベルの保護を継続的に推進する。

データ法については、オムニバスでは次のことを提案している。

- 中小企業および小規模中堅企業、およびカスタムメイドのデータ処理サービスのプロバイダに対するクラウド切り替え規則の免除を対象とする。
- データ仲介サービスプロバイダに対する義務的な登録とラベルを廃止し、データ仲介サービス市場への参入障壁を下げることで成長を促進する。
- データ利他主義枠組みの複雑さを軽減し、公共の利益のためのデータ共有を容易にする。
- EUのデータ主導型イノベーションを支援するため、公共部門が保有するデータに関する規則を統合する。
- 事業範囲を政府間のデータ共有規定に限定・明確化することで、緊急事態(大規模洪水やパンデミック発生時など)において政府が十分なデータを確保できるよう確保しつつ、緊急事態に関連しない状況で企業にデータ共有の負担を強いることのないよう努める。
- 欧州委員会は、企業にとって年間約2,000万ユーロの節約となり、法的不確実性とコンプライアンスコストの削減につながると見込んでいる。

# データ法関連

改正案	改正案条文、データ法関連条文
1. スマートコントラクトのベンダーの義務を定めた規定の削除、データガバナンス法の取り込み等に伴う対象事項の修正	改正案1条1項、データ法1条
2. 定義規定の改正(同意(GDPRの定義の引用)、許可、アクセス、小規模中堅企業の定義の導入、その他データガバナンス法等の統合に伴う種々の定義規定の導入)	改正案1条2項、データ法2条
<b>3. 営業秘密の保護の強化</b>	<b>改正案1条3項、4項、データ法4条8項、5条11項</b>
4. 公的機関がデータ共有を要請できる根拠を公共の緊急事態に限定	改正案2条5項、6項、7項、データ法V章表題、14条、15条
5. 公的機関との間のデータ共有に関する適用範囲、手続き、提供の条件、対価、取得されたデータの研究機関・統計機関との供給、紛争処理等に関する規定の修正・追加	改正案2条8項から14項、データ法16条から21条(紛争処理に関する22a条追加)
6. データ法の適用開始前に締結された契約に基づく特別仕様のデータ処理サービスに関する適用除外	改正案2条15項、データ法31条
7. 早期解約違約金、データ処理サービス提供者が中小企業、小規模中堅企業である場合の特例	改正案2条15項、データ法31条
8. 不法なガバメントアクセスの防止等の義務を課す32条につき、データガバナンス法の統合に伴い、義務を負う主体(旧データガバナンス法に基づきデータを提供する公的機関等)の追加等	改正案2条16項、データ法32条
9. データ共有契約の締結のためのスマートコントラクトに関する必須要件を定めた36条の削除	改正案2条17項、データ法35条5項
10. Directive (EU) 2019/1024(オープンデータ指令)、非個人データの自由流通規則、データガバナンス法のデータ法への統合・廃止	改正案2条18項
11. データガバナンス法の統合に伴い、監督当局に対する苦情申立てに関し、データ仲介サービス、データ利他組織に関する事項を追加	改正案2条19項、データ法38条
12. 欧州データ革新会議(EDIB)に関する規定の追加	改正案2条21項から23項、データ法にIXa章(欧州データ革新会議)、41a条を追加、42条
13. 欧州委員会への委任立法の授権規定、データ法の評価見直しに関する規定等の改正等	改正案2条24項以降

### 3. 営業秘密の保護の強化

#### 改正案1条3項、4項、データ法4条8項、5条11項

ユーザーとの関係で、例外的に営業秘密の開示を拒否できる場合を定める4条8項に以下の下線部を追加。第三者とのデータ共有の場合について定める5条11項についても同様。

営業秘密の保持者であるデータ保有者は、以下のことを立証できる例外的な場合は、個別のケースに応じ、問題とされる特定のデータへのアクセス要請を拒否することができる。

① ユーザーが本条6項に従って講じた技術的・組織的措置にかかわらず、当該営業秘密の開示により深刻な経済的損害を被る可能性が高いこと、又は、

② 当該ユーザーへの営業秘密の開示により、次の者に不法に取得、利用、又は、開示されるリスクが高いこと

(a) EU法の下に置ける保護よりも弱い若しくは同等でない保護を提供する法域に服する第三国の者、又は、

(b) 上記の者により直接又は間接に管理されるEU域内に設立された者

かかる証明は、以下の要件を満たすものとする。

① 特に以下のような客観的な要素に基づき、正当な根拠を有すること

(a) 第三国における営業秘密の保護の実効性

(b) 要請されたデータの性質及び秘密性のレベル

(c) コネクテッド製品の独自性及び新規性

② 不当な遅滞なくユーザーに書面で提示されること

データ保有者が本項に基づきデータの共有を拒否する場合、データ保有者は、その旨監督当局に通知しなければならない。

欧州委員会: 企業の営業秘密が第三国に漏えいする可能性に対する保護を強化

## I-C. その他

## C. その他

1. 規則(EU)2018/1724(デジタルゲートウェイ規則)の改正(改正案2条)
2. 規則(EU)2018/1725(EUの機関による個人データの処理に関する規則)(GDPRと同様の個人データの定義の改正等)(改正案4条)
3. ENISAにおける単一事務報告窓口の設置、報告手続き等(改正案4条)
4. 単一事務報告窓口の設置に伴う関連規則、指令の改正(改正案5条から7条)
5. 規則2019/1150/EU(P2B規則:オンライン仲介サービス、検索エンジン等のプラットフォームを提供する事業者とこれを利用する企業との間の取引関係(platform-to-business relations)に関する規則)、データガバナンス法、非個人データの自由流通規則、オープンデータ指令の廃止
6. 本改正規則の効力発生(EU官報掲載から3日目)、適用開始(EU官報掲載から6か月後、ただし、3条8項(a)から(c)まで、6条2項及び3項、並びに7条から9条までは、効力発生から18か月後、単一窓口制度については場合に応じて最長24か月後)

(参考)

3条8項:データ侵害通知に関する改正

なお、既述のとおり、自然人の端末機器における個人データの処理に関する規定等、各条文において個別に効力発生・適用開始日を規定しているものもある

## **II. Digital Omnibus on AI (Digital Package on Simplification) (2025年11月19日欧州委員会提案)**

# 欧州委員会はなぜAI法の改正を提案しているか。

## 欧州委員会:

- AI法は2024年8月1日に施行された。段階的な適用開始となっており、特定の禁止事項、AIリテラシー、汎用AIモデルに関する規則など、一部の規定は既に適用されている。その他の規定は、2026年8月2日と2027年8月2日に適用される予定である。
- この段階的な展開により、AI法の最初の部分を適用する際に得られた経験をさらに発展させることができる。欧州委員会は、継続的な学習と取り組みの強化に尽力している。これはAIのような急速に進化する技術においては特に重要である。
- 2025年を通して行われた関係者協議により、AI法の円滑な施行のために対処すべき実施上の課題が明らかになった。本提案は、その点に関する改正法を提案するものであり、AI法サービスデスクの設置など、AI法の遵守を促進するための継続的な取り組みを補完するものである。

# AI法に提案されている主な変更点は何か。

欧州委員会は、AI大陸行動計画およびAI適用戦略に定められている通り、AI法を明確かつ簡素で、イノベーションに配慮した形で実施することに尽力している。改正案は、以下の点においてAI法をこのアプローチに沿ったものになっている。

## サポートの可用性にルールが適用される場合のリンク

- 高リスクAIに関する規則の適用を、標準規格などの支援ツールの利用可能性と関連付ける。欧州委員会は、高リスクAIシステムへの規則の適用期限を最長16か月に調整している。

## 簡素化の導入:

- 簡素化された技術文書など、中小企業から小規模中堅企業への法的義務の履行に関する特定の簡素化された方式の拡大。
- 欧州委員会と加盟国に、AIリテラシーを促進し、オペレーターに不特定の義務を強制するのではなく、既存の取り組み(AI オフィスのAIリテラシー実践のリポジトリなど)を基にして企業への継続的なサポートを確保することを義務付け、高リスクAIシステムの利用者に対するトレーニング義務は維持する。
- 統一された市販後監視計画の規定を削除し、企業にさらなる柔軟性を与える。
- 高リスク領域で使用されるAIシステムを、高リスクとは見なされないタスクに登録するための負担を軽減する。

## AI法のガバナンスの有効性の向上:

- 汎用AIモデル上に構築されたAIシステムの監視をAIオフィスに集中させ、これらのモデルやシステムの開発者に対するガバナンスの断片化を軽減する。
- 非常に大規模なオンラインプラットフォームや検索エンジンに組み込まれたAIの監視をAIオフィスに割り当てることで、欧州委員会レベルでの監視を集中させる。

## コンプライアンス支援策の拡充:

- 適切な保護措置を条件として、偏見の検出と修正を確実にするために、提供者と開発者が特別な種類の個人データを処理できるようにする。
- AI規制サンドボックスと実世界テストの活用範囲を拡大し、より多くのイノベーターがこれらのツールの恩恵を受けられるようにする。これには、実世界テストを支援するために、2028年からEUレベルの規制サンドボックスを設置することが含まれる。

## AI法の手続きと運用の改善:

- AI法と他のEU法との相互作用を明確にする。適合性評価機関の迅速な利用を促進するため、手続きを簡素化する。

# AI法関連

改正案	改正案条文、AI法関連条文
<p>1. 附属書IセクションBに掲げるEU整合法令の対象とされる製品に関連するものとして6条1項に従って高リスクAIシステムに該当するAIシステムへの適用条項の調整</p>	<p>改正案1条2項、AI法2条2項</p>
<p>2. 中小企業、小規模中堅企業に対する規制の緩和、助成措置</p> <p>①中小企業(SME)、小規模中堅企業(SMC)の定義の導入、</p> <p>②高リスクAIシステムの技術文書の作成に係る軽減措置の対象にSMEに加えてSMCを追加、</p> <p>③高リスクAIシステムの品質管理システムの実施に際しては提供者の組織の規模に応じたものとする旨の規定に「特に、提供者がスタートアップ企業を含むSMC又はSMEである場合には」を追記、</p> <p>④同じく高リスクAIシステムの品質管理システムに関する義務につき零細企業に対し簡素化した態様による遵守を認めていた63条1項において、零細企業に代えて「スタートアップを含むSMEs」を対象として規定、</p> <p>⑤AI規制サンドボックスの目的にSMEに加えSMCが提供するAIシステムのEU市場へのアクセスの促進を追加、</p> <p>⑥AIオフィス及び加盟国に対し行動規範の策定を奨励・促進するに際してスタートアップを含むSMC及びSMEに特有の利益及びニーズを考慮する義務を課す規定の追加、</p> <p>⑦欧州委員会に対しガイドラインの発出に際してスタートアップを含むSMC及びSME等のニーズに特に配慮すべき義務を課す規定の追加、</p> <p>⑧制裁金を科そうとする際の考慮要素として挙げられていた「スタートアップを含むSMEsの利益及びこれらの企業の経済的能力」を「スタートアップを含むSMCs及びSMEs並びにこれらの企業の経済能力」に修正するとともに、法定額の(高い方ではなく)低い方を上限とする旨の規定の対象にSMCsを追加</p>	<p>改正案1条(2)、(8)、(9)、(17)、(21)、(27)、(28)</p> <p>AI法3条、11条1項、17条2項、57条9項、63条1項、95条4項、96条1項、99条1項・6項</p>
<p>3. AIリテラシーに関する義務を負う主体の変更</p>	<p>改正案1条(4)、AI法4条</p>

# AI法関連

改正案	改正案条文、AI法関連条文
4. AIシステムのバイアス探知・矯正の目的のために必要な場合における特別な種類の個人データの処理に関する規定の移動、適用対象を高リスクAIシステム以外のAIシステム・モデルの場合にも拡大	改正案1条(5)、(7)、AI法10条1項、5項、6項
5. 附属書IIIに掲げるAIシステムが限定された手続き的なタスクを目的としていること等の理由により高リスクAIシステムに該当しない場合(6条3項の例外に該当する場合)におけるAIシステムの登録義務の免除	改正案1条(6)、(14)、(32)、AI法6条4項、49条2項、附属書VIIIセクションB
6. 第三者認証機関(NB:Notified Body)の認定機関に関する要件、第三者認証機関として認定されるための申請手続き、認定手続きに関する改正	改正案1条(10)、(11)、(12)、AI法28条、29条、30条
7. 適合性評価手続きに関する規定の改正	改正案1条(15)、AI法43条3項
8. 特定のAIシステムの提供者・利用者の透明性義務(50条)に関し、AIオフィスが作成を奨励・促進すべき行動規範の内容の改正	改正案1条(16)、AI法50条7項
9. 行動規範のモニタリング及び評価に関する規定の改正	改正案1条(16)、AI法56条6項
10. AI規制サンドボックスに関する規定の改正	改正案1条(17)、(18)、AI法57条、58条
11. 高リスクAIシステムのAI規制サンドボックス外の現実世界での試験に関する規定の改正・追加	改正案1条(19)、(20)、AI法60条、60a条の追加
12. 加盟国が専門家(科学パネル)に助言を求める場合に関する規定の改正	改正案1条(22)、AI法69条2項、3項(削除)

# AI法関連

改正案	改正案条文、AI法関連条文
13. 加盟国の監督当局に対し、特にSMC及びSMEに対し、AI法の実施に関するガイダンス及び助言を与える権限を与える規定の追加	改正案1条(23)、AI法70条(8項の追加)
14. 市場監視等に関する規定、基本的人権を保護する当局の権限に関する改正	改正案1条(24)、(25)、(26)、AI法72条、75条、77条
15. 関連法令の改正に関する規定の改正	改正案1条(28)、AI法108条
16. 既に上市され又はサービスに供されたAIシステム及び既に上市されたAIモデルに関する経過規定の改正	改正案1条(30)、AI法111条
17. 効力発生及び適用開始に関する規定の改正	改正案1条(31)、AI法113条
18. 第三者認証機関としての認定手続きに関するコード等のリストを掲げる附属書XIVを追加	改正案1条(33)
19. 規則(EU)2018/1139(民間航空機分野における共通ルール及びEU航空機安全局創設に関するEU規則)の改正	改正案2条
20. 改正の効力発生日(EU官報に掲載後3日目に効力発生)	改正案3条

# 16. 既に上市され又はサービスに供されたAIシステム及び既に上市されたAIモデルに関する経過規定の改正

## 改正案1条(30)、AI法111条

附属書Xに掲げるEU法令に基づき設置された大規模ITシステムを組成するAIシステム以外の高リスクAIシステムに関するAI法の適用の基準日(いつまでに上市されたAIシステムであるかの基準日)を2026年8月2日から「III章及び113条に定める関連義務の適用(開始)日」に変更(111条2項)

変更後の関連箇所は以下のとおり。

「113条3項(a)に規定する5条の適用に影響を与えることなく、本規則は、本条1項に規定するものを除く高リスクAIシステムであって、III章及び111条に規定する関連義務の適用(開始)日前に上市され又はサービスに供されたものの運用者(operator: 提供者、製品製造者、使用者、授権された代表者、輸入者又は販売者)に対し、当該日の後、当該システムのデザインに重要な変更があった場合限り、適用される。」

前文(21)項:「高リスク AI システムの提供者に十分な時間を与え、AI法の関連規定の適用開始前に既に市場に投入されている又はサービスに供されている AI システムに適用されるルールを明確にするため、AI法111条2項に定める猶予期間の適用を明確化することが適切である。この猶予期間は、既に市場に投入されている AI システムのタイプ及びモデルに適用される。すなわち、高リスク AI システムの少なくとも一つの個別ユニットが111条2項に定める日以前にEU市場に初めて上市又はサービス提供されていれば、同一のタイプ及びモデルに属する他の個別ユニットも、設計が変更されない限り、111条2項に基づく猶予期間の適用を受け、追加の義務、要件又は追加の認証なしに、継続してEU市場に市場投入、流通又はサービス供用することができる。111条2項に基づく猶予期間の適用に関して決定的な要素は、当該高リスク AI システムのタイプ及びモデルに属する最初のユニットが、EU市場で初めて市場投入又はサービス供用された日である。111条2項に定める日以後に当該 AI システムの設計に重大な変更が行われた場合には、提供者は、適合性評価要件を含む、高リスク AI システムに適用される本規則のすべての関連規定を完全に遵守する義務を負う。」

## 17. 効力発生及び適用開始に関する規定の改正 改正案1条(31)、AI法113条

以下の(d)、(e)を追加

「(d) III章のセクション1、2及び3は、III章の遵守を支援する適切な措置が備わったことを確認する決定を欧州委員会が採択した後、以下に規定する日から適用される。

(i) 6条2項及び附属書IIIに従い高リスクに分類されるAIシステムについては、当該決定の6か月後

(ii) 6条1項及び附属書IIに従い高リスクに分類されるAIシステムについては、当該決定の12ヵ月後

上記サブパラグラフ1の意味における決定の採択がなされない場合、又は、以下に規定する日が当該決定に続く上記の日よりも早く到来する場合、III章のセクション1、2及び3は、以下に定める日から適用される。

(i) 6条2項及び附属書IIIに従い高リスクに分類されるAIシステムについては2027年12月2日

(ii) 6条1項及び附属書IIに従い高リスクに分類されるAIシステムについては2028年8月2日

(e) 102条から110条は、[本規則の効力発生日]から適用される。」

欧州委員会は、これらの立法措置に加えて、AI法の遵守を支援し、利害関係者の懸念に対応するため、追加のガイダンスを準備している。

### 欧州委員会が準備している追加のガイダンス

- 高リスク分類の適用ガイドライン
  - AI法50条に基づく透明性要件のガイダンス
  - 高リスクAIシステムの重大インシデント報告ガイダンス
  - 高リスク要件の適用ガイドライン
  - 提供者及び利用者の義務に関するガイドライン
  - 基本権影響評価のテンプレート付きガイダンス
  - AIバリューチェーンに沿った責任分担に関するガイダンス
  - 実質的変更(substantial modification)に関するガイダンス
  - 高リスクAIのポストマーケットモニタリングに関するガイダンス
  - SME及びSMC向けの簡素化された品質管理システムに関するガイドライン
  - AI法とEUデータ保護法(GDPR)、サイバーレジリエンス法、機械規則などとの相互作用ガイドライン
  - 適合性評価機関の能力・指定手続に関するガイドライン
- さらに、AI法2条6項及び8項に定める研究目的の適用除外の実務的適用、特に医薬品や医療機器の前臨床研究・製品開発といった分野における適用について急ぎガイダンスが必要とされている。
- これらの簡素化努力は、AI法の実施を予測可能でイノベーションフレンドリーなものとし、欧州が「AI大陸」としての地位を強化することに寄与する。

### III. データ連合戦略: AIのためのデータの解放(2025年11月19日付欧州委員会から欧州議会及びEU理事会へのコミュニケーション)([「本データ連合戦略」](#))

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略1頁参照)

## 1. 序論 — AIのためのデータの解放

- AIは世界経済を変容させており、EUが競争し、イノベーションを牽引するためには、大量の高品質データが必要となる。このようなデータがなければ、EUは強力なAIモデルを構築することも、医療やエネルギーシステムを最適化することも、産業のリーダーシップを維持することもできない。特に中小企業にとっては、より良いデータアクセスが事業拡大と競争力維持に決定的な役割を果たすことになる。
- EUは、データ法や共通欧州データスペースといった主要な法令および投資を通じて、安全で相互運用可能なデータ単一市場の創設に向けた強固な基盤を築いてきた。同時に、「AI大陸行動計画」と「Apply AI戦略」によって、EUがAI開発および導入の先頭に立つための条件が整えられてきた。
- しかしながら、EUはAI開発に必要なデータの不足に直面しており、また、データが戦略的資産としてますます位置づけられる中で、地政学的競争が激化している。多くの価値あるデータが、複雑なデータ規則のモザイク状の構造にも起因してサイロ化または十分に活用されないままになっている一方で、世界の競合他社は、技術的・産業的優位性を得るために、データの活用をより迅速に進めている。
- コンプライアンスを容易にし、予見可能性を高めるため、デジタル・オムニバスは、4つの法的文書を一つの一貫したデータ枠組みに統合することで、データ規制の状況を簡素化することを提案する。さらに、企業を支援しコンプライアンスを容易にするため、本戦略にはデータ法の下で包括的な支援パッケージが付随する。契約モデル条項、標準クラウド条項、そして専用ヘルプデスクにより、特に中小企業が義務を理解し、法的複雑性を軽減し、イノベーションに集中できるよう支援する。モデル条項はB2GおよびB2Bの関係の双方に適用され、データの創出・共有およびより簡素な契約を支援する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略1頁参照)

## 1. 序論 — AIのためのデータの解放

■ データ連合戦略は、焦点をルールから成果へと移す。これを達成するため、EUは以下の三つの優先分野で行動する:

- データラボのような取組によりAI向けデータアクセスを拡大すること。データラボは、信頼できる仮名化サービスを提供し、公的  
主体と民間主体の間でデータ資源をプールすることで、企業や研究者に高品質なデータセットを提供する。
- 事業者や研究者のデータ共有を容易にするために、クッキー同意の改革を含め、データ規則を簡素化すること。これにより、権  
利保護を維持しつつ、疲労感を引き起こす同意の負担を軽減する。
- 欧州企業が世界規模で対等な競争条件の下で競争できるよう、データを戦略資産として位置づけ、国際的なデータフローにお  
ける不当な貿易障壁に対処することで、EUの世界的地位を強化すること。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略2頁参照)

## 2. 欧州データ戦略(2020-2025)を土台として

- 2020年の欧州データ戦略により、EUは、安全で公正なデータ単一市場のための法的かつ制度的基盤を構築した。その目的は、権利を保護しつつ、イノベーションと成長のためのデータの潜在力を解放することであった。しかし、生成AIの登場と地政学的競争の激化により、EUはこれまでに築いてきた基盤を超える取組を行う必要があることが明らかになっている。
- 欧州データ戦略は、信頼の構築、データ共有の促進、データバリューチェーン全体にわたるルールの明確化を目的とした主要立法の原動力となった。データガバナンス法は、信頼できるデータ共有のメカニズムを創設し、仲介事業者を規制し、企業による一般利益目的の自発的なデータ共有(自発的データ・アルトリズム(voluntary data altruism))の枠組みを導入し、特定の保護された公共部門データセットを開放した。データ法は、アクセスおよび利用権限を明確化することで、接続製品およびサービスからデータを解放する。最後に、オープンデータ指令および高価値データセットに関する実施行為(2024年6月から適用)に基づき、特定の公共部門データセットは、機械判読可能な形式で無料かつオープンに提供されなければならない。しかし、加盟国レベルでの実施の不整合および営業秘密に関する不確実性は、既存の立法枠組みに残る課題の一部である。
- 欧州データ戦略に基づき設けられた支援措置には、加盟国の取組を調整するための欧州データ革新会議との協働や、欧州トラステッドデータ枠組みの基礎を築くための標準化要求が含まれる。
- 欧州のデータ単一市場を現実のものとするため、欧州委員会は2021年から2024年の間に、主要産業セクターおよび公共の関心分野を対象として14の戦略的共通欧州データスペースに合計3億3,600万ユーロを投資し、各国および民間セクターの取組を補完してきた。これらのデータスペースは、合意された条件に基づき、自発的なデータ共有のための安全なインフラとガバナンス枠組みを提供する。現在の主な課題は、これらの取組を拡大し、EU全体に影響を及ぼす規模にまでスケールアップすることである。
  - 欧州がん画像データスペースは、匿名化された画像およびアノテーションを対象とする。2027年までに、6,000万件を超えるがん画像を含むことになる。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略2-3頁参照)

## 3. EUが今取り組むべき三つの課題

AI技術およびサービスが世界の情勢を再構成する中、EUは、データ不足、規制の複雑性、世界的競争の激化という三つの新たな戦略的課題に緊急に対処しなければならない。

- (1) データ不足: イノベーションに対する構造的ボトルネック
- (2) 規制の複雑性: 断片化がスケールを阻害
- (3) 世界的競争: 戦略的資産としてのデータ

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略3頁参照)

## 3. EUが今取り組むべき三つの課題

### (1) データ不足: イノベーションに対する構造的ボトルネック

- 生成AI、大規模言語モデル(LLM)およびエージェントAIの台頭により、大量で高品質、未使用かつドメイン固有のデータセットへのアクセスが、世界的な競争力を左右する決定的な要因となっている。ある分析によれば、LLMの学習に使用されるデータセットの規模は、約6か月ごとに倍増しているとされる。
- LLMおよびその他の基盤モデルは、膨大で多様な学習データセットを必要とする。現状のトレンドを前提とすると、公的に利用可能な学習データの量は、2026年から2032年の間に枯渇し得るという研究もある。
- EUが直面する課題は二つある。
  - (i) セクター固有のデータセットを含め、高品質データセットをより広範に利用可能にすること
  - (ii) これらのデータセットを処理するために必要なコンピューティングインフラを、大規模に利用できるようにすること
- 多くの欧州企業、とりわけ中小企業やスタートアップは、競争力のあるAIソリューションを開発するために必要なデータ量や多様性、そして欧州の計算資源へのアクセスを欠いている。
- 緊急の行動がなければ、EUが取り残される危険がある。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略3頁参照)

## 3. EUが今取り組むべき三つの課題

### (2) 規制の複雑性: 断片化がスケールを阻害

- 2020年欧州データ戦略に続き、EUは既存の規則を基礎として、データガバナンス法、データ法、欧州ヘルスデータスペース規則などの各種セクター別法令といった画期的な規制を導入してきた。これらのイニシアティブはそれぞれ、データ共有のメカニズム、公正な価値配分、負担の大きいローカライゼーション要件への対処といった特定の課題に焦点を当てていた。
- しかし、一般データ保護規則(GDPR)とセクター別法の複雑な相互作用や加盟国間での実施のばらつきにより、断片的な規制状況と法的不確実性が生じており、公共当局にとっても問題となっているほか、特にスタートアップや中小企業についてコンプライアンスコストを増大させている。
  - 例えば、まだ新興分野であるデータ仲介サービスの提供者は、その成長能力を制約する厳格な法的義務の対象となっている。
  - データ共有モデルやデータスペースの展開を阻害する過度な要件により、初期段階のエコシステムに負担をかけることは避ける必要がある。
- イノベーションを解き放つために、EUはデータアクセスおよび利用に関するルールを簡素化しなければならない。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略4頁参照)

## 3. EUが今取り組むべき三つの課題

### (3) 世界的競争: 戦略的資産としてのデータ

- AI競争において、高価値データへのアクセスは重要な戦略的優位性となる。世界的には、データは地政学的資産となっており、データアクセス、ローカライゼーション、コントロールが、権力的手段としてますます利用されている。
- EUは、オープンで安全、公正かつ信頼できるデータフローを推進する一方で、他の法域はより強硬または保護主義的な戦略に従っている。
- 域外におけるローカライゼーションおよび制限的なアクセス制度は、EUによる世界的資源へのアクセスを制限し、EU企業を経済的・安全保障上のリスクにさらしている。
- 欧州のAIの潜在力を最大限に発揮するため、EUはデータを中核的な戦略資源として位置づけ、欧州の価値と基準を反映した安全で高品質かつ相互運用可能なデータセットへの投資を行わなければならない。
- 欧州が自らのデータを収集・キュレーション・利用する能力を強化することは、経済的必要性であると同時に安全保障上の必要性でもある。
- EUは、有益なデータフローを確保し、EU域内のセンシティブ非個人データを保護し、激化する技術的競争の中でデジタル主権を支える必要がある。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略4頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱:

- 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大
- 第2の柱: データ規則の簡素化
- 第3の柱: 戦略的国際データ政策を通じたEUのデータ主権の保護

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略4-5頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

- EUのAIおよびデジタルイノベーションにおける競争力は、高品質データへのアクセスと、データを安全に大規模に共有・利用するためのインフラにかかっている。
- EUはすでに、共通欧州データスペース、ガバナンス枠組み、クラウド技術およびコンピューティングに対する大規模投資によって強固な基盤を築いている。
- 現在の課題は、パイロットプロジェクトや断片的なイニシアティブから、シームレスで相互運用可能かつ持続可能なデータエコシステムへと移行し、ブレークスルー・イノベーションを促進するとともに、EUのデジタル主権を強化することである。
- これを達成するため、欧州委員会は二つの補完的な軌道に沿って行動する。
  - 第一に、EUが直面する最も差し迫ったボトルネック、すなわち重要なデータセットへのアクセスの制限、大規模AI開発のためのインフラの不足、データスペースとAI開発者を接続するデータラボを含む信頼できる環境の必要性に対処するフラッグシップ・イニシアティブを立ち上げる。これらのデータラボは、データプール、キュレーション、仮名化および匿名化のための安全な環境、実践的ツール、専門的サポートを提供する専門サービス施設として機能する。データラボは、データコントロールを維持しつつ、企業、とりわけ中小企業がデータをAI学習に利用可能な資源へと転換できるよう支援する。これらの取組は、Apply AI戦略と緊密に連携し、データの利用可能性が産業および公共部門全体にわたるAIの導入とイノベーションを直接支えることを確保する。
  - 第二に、データプールのための法的明確性、データ品質に関する標準、合成データ能力への投資といった水平的な「イネーブラー」によってこれらの取組を強化し、すべてのセクターにわたり規模、信頼、長期的持続可能性を確保する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略4頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### ■ 欧州のAIエコシステムを構成する基盤: データスペースとデータラボ

- 共通欧州データスペースは、クラウドインフラおよび、誰がデータへアクセス・利用・共有できるかを定める明確なガバナンス規則に基づくデータ共有エコシステムである。
  - ◆ これらは、公的主体と民間主体を、セクター内外における信頼できるデータ交換メカニズムのもとで結びつける。
- データラボは、これらのデータスペースをAIエコシステムと接続するデータサービス提供者である。
  - ◆ データラボは、企業および研究者に対し、高品質データセットへの安全かつ実務的なアクセス、EU規則遵守のために必要な支援、データプール、キュレーション、ラベリングおよび匿名化のためのツール、ガイダンスおよび信頼できる環境を提供する。
- データスペースは信頼できるデータの構造化されたソースを提供し、データラボはこのデータをイノベーションおよびAI開発のために利用可能な資源へと転換することで、データの利用可能性から活用に至るまでのシームレスな流れを確保する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略5頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### i. 共通欧州データスペースのスケールアップ

- **共通欧州データスペース (CEDS: Common European Data Spaces)**は、データ単一市場構築の中核をなす。
  - 次の段階では、これらをスケールアップするとともに、データラボおよびAIファクトリーを通じてAIインフラと連結し、EUのデータ資産を信頼できるAIの燃料へと転換する。
  - Apply AI戦略との緊密な相乗効果のもと、これらの取組は、データスペースがセクター横断的にAI開発と導入を直接可能にすることを確保する。
- **Simplクラウド・ミドルウェア**は、オープンソースでモジュール型かつ安全なコンポーネント群を通じて、イニシアティブ間の相互運用性を可能にする。
  - ◆ Simplは、欧州のデータ関連イニシアティブにおけるデータアクセスおよび相互運用性を支援する、オープンソースで安全なミドルウェアである。
  - ◆ Simplは、共通のデータ品質およびデータ共有標準に準拠した、複数の互換性のあるコンポーネントを、無償で提供する。
  - これにより、中小企業にとっての参入障壁が低減され、エコシステム間の連結が迅速になる。
  - データスペース支援センターは、とりわけ中小企業の間で認知向上と実務的ガイダンスを提供することにより、利用促進を強化する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略5-6頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### i. 共通欧州データスペースのスケールアップ

- CEDSに対する今後のEU資金は、保健、モビリティ、エネルギー、行政機関、環境といった公共の利益に資するセクターを優先する一方で、製造業や金融といった成熟した分野については、市場主導型モデルへの移行を支援する。
- 欧州委員会は、標準化、相互運用性、共同投資枠組みの促進を通じてこの移行を支援する。
- エンドユーザの統合、AIへの準備性、財政的持続可能性が引き続き主要な目標となる。
- 欧州ヘルスデータスペース(EHDS)の次のステップ:
  - EHDSは、ヘルスデータ・エコシステムとAI開発をつなぐ主要な橋渡しとして機能し、データラボおよびAIファクトリーが、信頼できる処理環境の中で匿名化データおよび合成データセットを活用できるようにする。
  - 2029年3月以降、すべての加盟国間で、患者サマリーおよび電子処方箋が交換されるようになり、大半のヘルスデータの二次利用も開始される。
  - 2031年3月までには、これが医用画像、検査結果、退院サマリーへと拡大し、ゲノムデータその他のデータも二次利用の対象として追加される。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略6頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### i. 共通欧州データスペースのスケールアップ

- Apply AI戦略の下に位置づけられたフラッグシップ行動の一つとして、EUは共通欧州データスペースを活用して、主要セクターにおけるAI導入を加速させるとともに、「フロンティアAIイニシアティブ」を通じてフロンティアAIモデルの開発を支援する。
- これらの行動は、「産業向け基盤モデル」「AI駆動型創薬」「自動運転アンビション・シティ」など他のApply AIフラッグシップとも密接に関連しており、それぞれが共通欧州データスペースを通じて提供されるセクター別データを活用する。
- このアプローチは、以下のような具体的応用として具現化される。
  - 欧州ヘルスデータスペースを用いて診断ツールを検証するヘルスケア分野のAI駆動型スクリーニングセンター
  - 製造業におけるデータスペースを利用した信頼できるデータプールによる専門的かつフロンティアAIモデルの学習
  - 共通欧州農業データスペースを利用しAI対応農業ツールの導入を支援するアグリフードAIプラットフォーム

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略6頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### i. 共通欧州データスペースのスケールアップ

- 2026年以降、優先セクター全体にわたるデータスペースの展開が継続され、AIアプリケーション向けの信頼できる大規模データ利用を可能にする約1億ユーロの継続的なEU投資によって支えられる。
  - 欧州ヘルスデータスペースは、AIベースの診断およびパーソナライズド医療を支援し、ヘルスデータエコシステムとAI開発をつなぐ主要な架け橋として機能し、データラボやAIファクトリーが信頼できる処理環境の中で匿名化データや合成データセットを活用できるようにする。
  - 共通欧州モビリティデータスペースは、車両、インフラ、物流を接続し、より安全かつグリーンな交通を可能にする。エネルギーデータスペースは、スマートで柔軟なエネルギーサービスを促進し、
  - メディアデータスペースは、AI駆動の文化的イノベーションを通じてクリエイティブ産業を後押しする。データラボは、これらのデータスペースへの実務的な入口として機能し、組織がAI向けにデータへアクセスし、準備し、効果的に利用することを支援する。
  - この枠組みの中で、欧州リーガルデータスペースは、判例および立法に関する共通識別子およびメタデータを通じて、リーガルトックが利用できるような法的・司法データへのアクセスを拡大する。自動契約のための契約条項データプールの必要性については、この文脈で検討される。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略6頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### i. 共通欧州データスペースのスケールアップ

- 欧州委員会は、グリーンディール・データスペースを通じて環境のデジタル化を迅速化し、再利用可能なコンポーネントと高品質データセットを用いて、Digital Green Techコミュニティがセクター横断的ソリューションをスケールアップできるようにする。
- 優先行動には以下のものが含まれる。
  - 欧州水資源レジリエンス戦略に資するデータ駆動型サービス
  - 許認可プロセスのデジタル化
  - 繊維トレーサビリティとネイチャークレジットに関するパイロット
  - オープンデータおよび秘匿データに対する機械学習を用いた高度な森林モニタリングなど
- 欧州防衛データスペース(European Defence Data Space)は、運用、産業、研究に関するデータをプールするための信頼できる環境を創出し、次世代防衛システムの開発を可能にし、産業能力を強化し、第三国プロバイダへの依存を減らすことでEUの技術的主権を強化する。
- 欧州委員会は、ウクライナのデータ駆動型防衛の経験を踏まえ、協力と知識交換の可能性を検討する。
- このイニシアティブは、加盟国および関連するステークホルダー(企業を含む)と共に開発される。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略6-7頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### ii. データラボ

- AI大陸行動計画で概説されているとおり、データラボは、データ保有者、共通欧州データスペース、ドメイン固有のデータエコシステムおよびEUのAIエコシステムを結びつける専門施設となる。
- データラボは、データプール、キュレーション、ラベリングおよび仮名化などの実践的サービスを提供し、とりわけスタートアップおよびスケールアップがデータを安全に共有・利用し、協調的なAI学習を促進し、主要セクターにおけるAIモデル開発を支援するとともに、さまざまなガバナンスおよびライセンスモデルに対応する。
- Apply AI戦略と整合的に、データラボは高品質データの利用可能性を具体的なAI導入へと転換する役割を担い、実験、採用およびスケールアップを加速させるための実務的なイネーブラーとして機能する。
- また、データラボは、合成データの生成や高度なプライバシーおよび営業秘密保護の実施など、データスペースおよびその他のデータインフラに代わって高度なAIリソースを必要とするタスクを実行し、組織がデータを安全に共有・利用できるよう支援することもできる。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略7頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### ii. データラボ

- 公的資源と民間資源をプールすることで、データラボは、多様で高品質なデータの利用可能性の不足およびAI学習のために民間保有データを共有することへの消極性という重要な市場の失敗を克服することに貢献する。
- データラボは、データの直接的な移転を要することなく、既存のアクセスチャネルおよび枠組みを通じて運用される。
- これにより、データスペースは、データがガバナンスされ利用可能となる信頼されたインフラとして残りつつ、データラボは、AI向けに安全かつ付加価値を生む形でデータを利用可能にするオペレーショナルなインターフェースとして機能することができる。
- 参加は任意であり、データ保有者が、いつ、どのように、誰によってデータが利用されるかを決定する。
- 明示的な同意なしにデータが移転されることはない。
- すべての活動は厳格な機密保持保護措置により守られ、フェデレーテッドラーニング(分散型機械学習手法)、準同型暗号、安全なマルチパーティ計算などのプライバシー保護・分散型技術によって支えられる。
- データは単一リポジトリに統合されることなく、ローカルまたはノード間で処理することができ、原保有者の管理下に留まる。
- このモデルは、とりわけ中小企業にとって有益であり、EUのデータ保護規則の遵守を支援し、機密性を保護し、信頼を構築しながら、AI向けのデータ利用を拡大する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略7-8頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### ii. データラボ

- EUの計算能力は、EuroHPCの下での科学指向型ハイパフォーマンスコンピューティング(HPC: High-Performance Computing)からAIファクトリーへと進化しており、AIファクトリーはこの概念を拡張して、計算インフラをデータアクセスおよび実験と結びつけることでAI開発を支援する。
- 今後登場するAIギガファクトリーは、AI計算施設をさらに拡張する。
- この枠組みの中で、最初のデータラボは、EuroHPCを通じたAIファクトリー・イニシアティブの下で設立され、ヘルスケア、製造業、エネルギーと気候といった分野において、共通欧州データスペースとAI開発者を接続するための安全な環境およびデータサービスを提供し、さらに言語、サイバーセキュリティ、文化遺産の分野にも拡大される。
- これらのサービスが企業や行政機関に届くことを確保するため、データラボは、ユーザ向けの窓口として機能し、データニーズと具体的アプリケーションのマッチングを支援する欧州デジタル・イノベーション・ハブ(EDIHs: European Digital Innovation Hubs)と緊密に連携する。
- さらに、エネルギーセクターのような特定のセクターまたは研究ニーズに対応するため、他の分野で独立したデータラボが設立される。
- 今後登場するAIギガファクトリーは、AI計算施設をさらに拡張し、データラボモデルをEU全域で商業展開する準備を整え、計算資源、データ、AIイノベーションを結びつける自立的なサービスエコシステムへと転換する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略8頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

データラボは、特に以下の九つ[編注: 八つ? 下の①と⑧が重複]の主要分野にわたってサービスを提供する(本データ連合戦略8-9頁):

- ① データスペースとAIエコシステムの橋渡し: 共通欧州データスペースをAI開発者、インフラおよびセクター別エコシステムと接続することで、企業が高品質で相互運用可能なデータにアクセスできるようにする実務的な連結機能。
- ② 技術インフラおよびツール: データコンテナにより効率的なデータ保存と整理が可能となり、センシティブデータのオンサイト処理のための安全な環境、データ準備と匿名化および合成データ生成を達成するためのプライバシー保護ツールが補完される。ツールがシンプルで信頼でき、採用しやすいよう、高いユーザビリティ、速度およびスケラビリティの水準が確保される。
- ③ データプール: 共通欧州データスペースの信頼できるデータ共有メカニズムを利用し、とりわけイノベーション目的で利用されるデータについて、公的・制限付きソースからのデータを集約するうえで企業を支援する。データラボは、企業がデータを交換・プールする際にEU競争法を遵守できるよう支援する。企業に協業および共有資源に関する実務的ガイダンスを提供する水平協力指針に基づき、かつこれを補完する形で、欧州委員会はデータラボのこの役割を支援するため、データ交換およびデータプールにおけるベストプラクティスに関する専用ガイダンスを提供する。さらに、非公式ガイダンス通知に基づく要請に応じて、個々のデータラボ向けに調整されたガイダンスが利用可能となる。
- ④ 仮名化および匿名化サービス: 個人識別子を削除またはマスキングする高度なツールおよび専門知識の提供。これには、仮名化、匿名化、差分プライバシーなどの技術が含まれ、安全なデータ再利用を可能にしつつ、分析上の有用性を維持する。
- ⑤ 合成データ生成: 個人情報または機密情報をさらすことなく、実データの統計的特性を再現する高品質な合成データセットの作成支援。データラボは、合成データの生成・検証・ベンチマークのためのツールおよび専門知識を提供し、匿名化努力を補完し、センシティブ領域におけるデータの利用可能性を改善する。
- ⑥ データキュレーション、ラベリングおよびベクトル化: データセットを信頼性が高く、代表性があり、AI学習にとって利用可能なものとするための、クリーニング、ラベリング、アノテーション、エンリッチメント、ベクトル化について包括的な支援を行う。これには、品質保証プロセス、透明なドキュメンテーション、ドメイン固有のラベリングに関する専門コミュニティとの協力が含まれる。
- ⑦ 規制ガイダンスおよびトレーニング: EU法の遵守を支援するために企業向けのテラーメイドの助言を行い、AI開発者に対して、データ利用およびAI規則、著作権、営業秘密、競争法といった法的義務に関するトレーニングを提供する。
- ⑧ データスペースとAIエコシステムの橋渡し: 共通欧州データスペースをAI開発者、インフラおよびセクター別エコシステムと接続することで、企業が高品質で相互運用可能なデータにアクセスできるようにする実務的な連結機能。
- ⑨ データアクセス促進: スタートアップおよび中小企業が自らのデータニーズを示し、データラボが関連するデータセットの探索や市場・法的・行政上の障壁の克服を支援する、需要主導型のサービス。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略9頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### ii. データラボ: データラボは実務上どのように機能するのか?

- 加盟国Xに所在するある企業は、電気自動車向けAIベースの予知保全システムを開発しているが、異なる車種や充電インフラから、十分な高品質センサーデータを入手することに苦慮している。個々のメーカーは、営業秘密、プライバシーおよび競争上の懸念から、このようなデータの共有に慎重である。
- AIファクトリーは、こうした障壁を克服するために必要な計算資源を提供し、統合されたデータラボを通じてデータマネジメントサービスを提供する。
- データラボを通じて、当該企業は、公的充電事業者、参加している自動車メーカー(**OEMs: Original Equipment Manufacturers**)、および欧州モビリティデータスペースを通じて発見されるその他のデータといった、さまざまなソースから提供される、信頼できる匿名化・集約済みデータセットにアクセスすることができる。
- AIファクトリーの構成要素として、データラボは以下を提供する:
  - フェデレーテッドラーニングを通じ、データをOEMシステム外に移転することなくリアルタイムセンサーデータを分析するための安全な環境。
  - ドライバーおよび車両データのプライバシー準拠利用を可能にする匿名化サービス。
  - データ法のデータアクセス規定の適用および営業秘密保護の管理に関する規制ガイダンス。
  - 異なるセンサーフォーマットおよび品質基準を調和させるデータキュレーションツール。
- このように、データラボはモビリティデータスペースとAIエコシステムとの間の橋渡しとして機能し、メーカーの機密性を守りながら、当該企業が堅牢なAIモデルを学習させることを可能にする。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略9-10頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### iii. クラウドおよびAI開発法

- 持続可能なデータセンター容量および主権的なクラウドおよびAIサービスは、本戦略で定められた目標をEUが達成するための前提条件である。
- 生成されるデータ量が増加するにつれ、このデータを収集・保存・結合・処理する必要性が高まっている。
- レイテンシ(Latency: ネットワーク内のある地点から別の地点へデータが到達するまでに要する時間のこと)を最小化し、世界の他地域に所在するインフラへの依存を減らすため、EUは十分なデータセンター容量を自ら保有する必要がある。
- EUの企業および行政機関向けに持続可能なデータセンターインフラおよび主権的なクラウドおよびAIサービスの利用可能性を確保するため、欧州委員会は2026年第1四半期に「クラウドおよびAI開発法」を提案する。
  - このイニシアティブは、先端プロセッサの統合から持続可能な冷却技術、AIハードウェアおよびソフトウェアに至るまで、クラウドおよびAIバリューチェーン全体にわたるイノベーションを支援する。
  - また、持続可能なデータセンター容量の展開を加速させ、EUが安全かつ主権的なクラウドおよびAIサービス向けに必要なインフラを有することを確保する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略10頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### iv. 戦略的データ資産: 公共部門、科学、文化および言語資源

- EUのAI競争力は、高品質で構造化された信頼できるデータへのアクセスに依存している。科学的、文化的および言語的データセットは、堅牢なAIモデル、研究上のブレークスルーおよび技術主権のための重要なイネーブラーである。
- オープンデータ指令の下での公共部門のリファレンスデータセットは、スケールアップされる。高価値データセットは、無料で提供され、APIs (Application Programming Interfaces) を通じ、機械判読可能な形式で、必要に応じて一括ダウンロードの形でも提供されなければならない。
- 欧州委員会は2026年に、法的、司法、行政その他のデータを含めるよう高価値データセットのリストを拡大することを提案する予定である。これは、スタートアップや中小企業にとって有益である。欧州委員会は、さらに追加すべきデータセットがあるかどうかを監視する。
- アルファフォールド (AlphaFold: DeepMindによって開発されたAIシステムであり、ディープラーニングと大量のデータを用いてタンパク質構造を予測する。このことにより、生物学の多くの分野におけるブレークスルー研究が加速されている。) で示されたように、科学データはすでに変革的な効果を証明している。
- よく構造化されたデータベースは、研究開発 (R&D) コストを削減し、イノベーションを加速し、材料、医薬品、エネルギー、バイオテックといった分野における新たなフロンティアを開く。
- これを踏まえ、欧州委員会は既存データベースのマッピングを継続し、専門家とともに優先順位を設定し、利用権を確保し、欧州研究・技術インフラ戦略に従って新たなデジタルインフラを資金支援する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略10-11頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### iv. 戦略的データ資産: 公共部門、科学、文化および言語資源

- これに関して、欧州オープンサイエンスクラウド(**EOSC: European Open Science Cloud**)、すなわち研究開発のための共通欧州データスペースは、欧州全域の分野および国境を越えて、高品質で探索可能、アクセス可能、相互運用可能および再利用可能(**FAIR: findable, accessible, interoperable and reusable**)な研究データ、ツールおよびサービスの共有・再利用のための信頼できるプラットフォームを備えたデータリポジトリの連合体を構築している。
- これは、**RAISE** (the **R**esource for **A**I **S**cience in **E**urope) におけるAIを活用する科学活動を支援する。同時に、今後提案される欧州研究領域法(**ERA Act: European Research Area Act**)は、科学目的での利用を前提とした、公的資金による研究成果・出版物・データの共有・アクセス・再利用に関する法的条件を強化する。
- EUの文化的小および言語的資源もスケールアップされる。欧州の文化機関からの3,000万点を超えるデジタル化作品が、Europeanaイニシアティブを基盤として、AI開発のために利用可能となる。欧州委員会は、公共放送事業者とAIプロバイダとの間で協力を強化し、ライセンスを促進する方法を検討し、そのオーディオビジュアル・アーカイブがAI学習のためにアクセス可能となるようにする。その際、権利者への報酬も考慮に入れる。
- 欧州共通言語データスペースおよび言語技術アライアンス(**ALT-EDIC: the Alliance for Language Technologies**) (**EDIC: European Digital Infrastructure Consortium**) の下でのパイロットプロジェクトは、小規模言語を含むドメイン固有データセットをクラウドソーシングし、すでに利用可能な4,770億トークンをさらに拡充する。これは、AI学習データセットのトップレベルに匹敵する規模である。これにより、希少言語がAI大規模言語モデル(LLM)の開発に含まれることを確保し、当該言語におけるAIシステムの結果の品質に影響を及ぼすことになる。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略11頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### v. 水平的イネーブラー: 合成データ、データプール、標準

- フラッグシップイニシアティブに加え、EUには、セクター横断的に作用し、データ経済全体に規模をもたらす水平的措置も必要である。

### 合成データ: AIリーダーシップの推進力

- 合成データ(Synthetic data)は、希少疾病研究からロボティクス、自動運転における極端事例に至るまで、データが不足またはセンシティブ分野におけるAI学習を可能にし得る。
  - 合成データは、個人情報または専有情報をさらすことなくAIモデル開発を可能にし、競争力とプライバシー保護型イノベーションの双方を強化する。
- この可能性を引き出すため、欧州委員会は、信頼できる合成データ利用に関するガイダンスおよび標準を策定し、関連する法的問題を検討し、自発的な欧州認証制度について協議し、大規模なデータセット生成のためにハイパフォーマンスコンピューティングへのアクセスを提供する「合成データファクトリー(synthetic data factory)」の設置可能性を探索する。ホライズンヨーロッパ(Horizon Europe)は、合成データ生成技術に関する最先端研究開発にも資金を提供する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略12頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### v. 水平的イネーブラー: 合成データ、データプール、標準

#### 戦略的データプールへの道筋の整備

- 医療、モビリティ、エネルギー、農業、製造業など多くの企業は、高度なAIモデルを学習させるために必要な大規模で多様なデータセットを欠いている。製品およびサービスの生産サイクルの初期段階に関するデータをプールすれば、共有された利益を解き放つことができるが、**法的不確実性および競争法違反への懸念**が協働を妨げている。
- 欧州委員会は、欧州競争力の将来に関する**マリオ・ドラギの報告書**に示された「ルールから成果へ」という要請と整合的に、企業への法的明確性の提供に向けた取組を継続する。競争事業者間の協力協定に関する2023年水平協力指針は、データプールがEU競争法と両立する条件について、実務的な例とセーフガードを用いて説明している。
  - **ドラギ報告書**:「特に、EUにおける大規模データセットの不足を克服するためには、特定のセクター内の複数のEU企業が自由に提供するデータを用いてモデル学習を行うべきである。これはオープンソースの枠組みの下で支援され、競争当局による反トラスト執行から保護されなければならない。」
- データラボを通じて合法かつ効果的なデータ協働をさらに容易にするため、欧州委員会は、**データ交換およびデータプールに関するベストプラクティスに関する専用ガイダンス**を発出する。
- また、国境を越えたイノベーション、産業レジリエンスおよびAI開発を促進する特定のデータ関連マルチカントリープロジェクトやイニシアティブについては、非公式ガイダンス通知に基づく要請に応じて、欧州委員会が競争法に関するガイダンスを提供することができる。データプールを信頼でき、法的に安全な選択肢とすることで、EUは効率性を解き放ち、主要セクターにおけるブレークスルーを加速できる。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略12-13頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### v. 水平的イネーブラー: 合成データ、データプール、標準

#### データ品質およびデータ取得の水準引き上げ

- 信頼できる標準がなければ、いかに野心的なデータ共有の取組であっても、断片化と低い利用率に直面するリスクがある。欧州トラステッドデータ枠組みは、共有、メタデータおよびガバナンスに関するルールをすでに定めているが、新たに生じる課題への対応にはさらなる取組が必要である。
- 欧州委員会は、完全性、一貫性、出所、意味的明確性およびガバナンスを対象とする欧州データ品質標準に関する標準化要求を開始し、企業、規制当局および研究者に信頼できるデータセットの共通ベンチマークを提供する。この取組は、AI法の下で進行中のデータ品質およびドキュメンテーションに関する標準化努力を補完し、データマネジメントとAI開発要件の間の整合性を確保する。
- データの発見・結合・再利用を容易にし、その出所および利用条件に対する信頼を確保することを目的として、アノテーションおよびラベリング慣行を標準化することを目指す専用イニシアティブも設けられる。これは、AI学習のスケーリングおよびセクター横断的再利用にとって極めて重要である。
- さらに、コネクテッド製品、センサー、カメラからのデータ取得に関する標準を調査するマルチステークホルダー・ワークショップも開催される。ここでは、サンプリング、メタデータ、タイムスタンプ、キャリブレーション、完全性などが対象となり、効果的なデータプールおよび再利用の重要な障壁に対処する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略13頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第1の柱: AIとイノベーションのための高品質データへのアクセス拡大

### v. 水平的イネーブラー: 合成データ、データプール、標準

#### フラッグシップ行動(第1の柱)

- データの利用可能性をスケールアップし、AIエコシステムと連結する最初のデータラボを立ち上げる(2025年第4四半期)。これらは信頼できる仮名化サービスも提供する。
- 「AI向け高品質データ」イニシアティブを立ち上げる:
  - オープンデータ指令の下で高価値データセットを拡大する(2026年第4四半期)。
  - 公共放送事業者とAI開発者によるステークホルダーフォーラムを設置する(2026年第2四半期)。
  - 3,000万点のデジタル化文化オブジェクトをAI学習向けに利用可能とする(2026年第4四半期)。
  - 小規模欧州言語におけるドメイン固有データおよび言語データのクラウドソーシング・イニシアティブを立ち上げる(2026年第2四半期)。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略13頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第2の柱: データ規則の簡素化

EUのデータ枠組みは、明確で実務的かつイノベーションに配慮したものであり続ける必要がある。

負担を軽減し競争力を高めるため、欧州委員会は「デジタル・オムニバス」として知られる立法提案を提示する。

これは、他の事項とともに、EUの水平的データ法体系を近代化・統合することを目指すものである。

加えて、欧州委員会は、規制報告の自動化を可能にする「ワンクリック・コンプライアンス」に関する作業、およびデータ法向け支援パッケージとして、契約モデル条項、標準条項、補償および営業秘密に関するガイダンス、中小企業向けの法的ヘルプデスクの設置を発表する。

### i. EUのデータ法体系の簡素化

- EUの規制データ枠組みは急速に拡大し、新たな権利を生み出す一方で、複雑性と断片化も増大させてきた。
- コンプライアンスコストを削減し、ルールの適用を容易にし、イノベーションをより強く支援するためには、簡素化が必要である。
- この目的のため、欧州委員会は前述のデジタル・オムニバスを提示する。
- これは、EUのデータ経済の中核原則を守りつつ、不要な負担を削減することで法体系を更新する。
- オムニバスは、以下の優先改革に焦点を当てる。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略13-14頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第2の柱: データ規則の簡素化

### ii. EUのデータ法体系の簡素化: オムニバスが焦点を当てる優先改革

- **時代遅れの規則の削除。** オムニバスは非個人データの自由な流通に関する規則を廃止するがその機能はすでにデータ法によってカバーされている。他方で非個人データの自由な移動原則および不当なローカライゼーションの禁止は明示的に維持される。
- **データ共有規則の一本化。** オムニバスは、データガバナンス法を廃止し、その本質的規定をデータ法に移行する。データ仲介事業者に対する義務は、より明確で軽く、任意のものとなり、持続可能なビジネスモデルと幅広い普及を可能にする。
- **公共部門におけるデータ共有の統合。** 現在データガバナンス法とオープンデータ指令に分かれているルールは維持されつつ、データ法の一つの章に統合される。これにより、開放性、透明性および公正なアクセスを維持しながら義務が簡素化される。新たな枠組みはさらに、データ共有における力の非対称性に対処し、中小企業にとって公正な条件と具体的利益を確保する。データラボは、まだ対象となっていない有望な新たな公共部門データセットを指摘する役割を果たす。
- **クッキーおよび類似技術に関する規則の現代化。** オムニバスは、現行のeプライバシー指令におけるクッキーに関する規則を改革し、それをGDPR枠組みに組み込む。オムニバスは実務的な解決策を提案する。すなわち、特定の低リスク目的で用いられるクッキーおよび類似技術は適法とみなされる一方、その他の目的については、事業者はGDPR上のいずれかの法的根拠に依拠しなければならない。また、ワンクリックオプションによってバナーを簡素化する。ウェブサイトには、ブラウザを通じてのものを含め、利用者の選好を尊重する義務が課される。デジタル・オムニバスを超えたところでは、eプライバシー枠組みは、現行ルールが今日のニーズを満たし、人々と事業を効果的に保護しつつ、基本的権利を損なわず独立したジャーナリズムを維持できるよう改革される。関連規定は他の法的文書に統合され、最終的に指令が撤回されることを可能にする。
- **イノベーションに配慮したプライバシー枠組みの構築。** GDPRへの限定的な修正により、特に、個人データの概念を明確化し、データ保護影響評価を実施すべき場合をEUレベルで調和し、監督当局へのデータ侵害通知を簡素化し、単一のEUエントリーポイントを通じた侵害通知を実現し、データ主体がすでに情報を有していると合理的に期待でき、データ主体に対するリスクが低い場合には情報提供義務を簡素化し、AI学習(特別カテゴリーデータの偶発的処理を含む)の法的根拠として「正当な利益」を利用できることを明確化し、自動化された個人決定に関する規定を明確化する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略14-15頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第2の柱: データ規則の簡素化

### ii. EUのデータ法体系の簡素化: オムニバスが焦点を当てる優先改革

- 重要な変更の一つは、信頼できる匿名化を通じてAI向けデータを解放することに関するものである。
  - 今日、個人データの匿名化が十分であるかに関する不確実性は、しばしばデータ共有を躊躇させる主要な懸念事項となっている。
  - 企業は特に、仮名化されたデータが特定の主体にとってもはや個人データに該当しない時点を判断することに苦慮している。
  - この不確実性により、GDPR要件を予防的に遵守しようとする結果として、データ共有が一層複雑になる。
  - 欧州委員会は、仮名化により生成されたデータが特定の主体にとって個人データであるかどうかを判断するための手段と基準を明確化することで、企業を支援する。
- これには、利用可能な技術の最先端についての評価および再識別リスクを評価するための基準の策定が含まれる。
  - 企業はGDPRの遵守について完全な責任を負う一方で、これらの手段および基準の実施を利用して、データが再識別につながらないことを立証することができる。
  - 修正はまた、適切なセーフガードを伴いつつ、AIモデル学習を容易にする。
  - これらの変更の目的は、開発者がセンシティブデータを除去するために真摯な努力を行ったにもかかわらず、そのようなデータの偶発的処理が生じ得るケースを含め、AI開発に法的明確性を提供しつつ、個人の権利と企業の競争力を保護することにある。
- データ法の実務的实施に向けた調整。
  - データ法の本質的特徴は変更されない。
  - 他方で、官民間のデータ共有は緊急事態に限定され、負担を軽減しつつ危機対応を確保する。
  - さらに、データのEU域外への「漏えい」を防止するための限定的追加調整が行われ、オーダーメイド型クラウドサービス向けの特別制度が導入され、スマートコントラクトに関する規定が削除される。
- 成長企業に対する負担の軽減。小規模中堅企業(従業員250~749人)という新たなカテゴリーが導入され、データ法、オープンデータ指令および統合データガバナンス法規則の下での中小企業向け規定が拡張される。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略15頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第2の柱: データ規則の簡素化

### ii. 将来に対応したデータ枠組みの構築

- デジタル・フィットネス・チェック(Digital Fitness Check)の一環として、欧州委員会はEUのデータ法体系を引き続きレビューし、一貫した、比例的かつイノベーションに配慮したものとする。
  - 特に中小企業に留意しつつ、セクター別データ法との相互作用を含め、重複、ギャップおよび不明確な相互関係を特定し、より予見可能なセクター横断的枠組みを構築する。
- 加えて、デジタル立法およびデータ保護が近代化される。
  - 限定的な調整により、コンプライアンスが容易になり、執行が強化され、堅牢かつ信頼できるイノベーションの開発を支援する。
- データブローカー取引は、特定の企業が個人の認識や意味ある同意、コントロールなしに個人データを収集・集約・取引することにより、懸念を集めるようになっている。
  - このような不透明な慣行は、データ保護法およびプライバシーの中核原則を損ない、競争を歪め、デジタル市場に対する公共の信頼を浸食する。
- 既存ルールの実行を強化する必要がある。
- 欧州委員会は、これらの慣行を抑制し、データ取引の透明性を高め、EU域内におけるデータへのアクセスやデータ交換の方法について個人および企業が信頼できるようにするため、追加のセーフガードが必要かどうかを評価する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略15-16頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第2の柱: データ規則の簡素化

### iii. ワンクリック・コンプライアンス

- 現在、企業はコンプライアンスに多大な時間と費用を費やしている。すでにデジタル形式にあるデータでさえ、しばしば複数の当局に対して再フォーマットおよび再提出を行わなければならない、その多くは手作業でチェックされている。この重複により、監督は断片化し、資源がイノベーションからそがれている。
- ルールを簡素化することに加え、EUはコンプライアンスの自動化に資する技術に投資している。
  - ホライズンヨーロッパ(Horizon Europe)およびデジタル欧州プログラム(Digital Europe Programme)を通じ、共通データモデル、相互運用枠組み、自動分析を支援している。
  - パイロットプロジェクトはすでに、リアルタイムの自動コンプライアンスチェックが実務上どのように機能し得るかを示している。
  - デジタル製品パスポート(DPP: Digital Product Passport)は、製品立法におけるこうしたアプローチの初期の例である。
- これらの経験を踏まえ、「ワンクリック・コンプライアンス」は、規制要件を機械検証可能なものとし、企業データを標準化されたデジタルコンプライアンス証明書へと転換することを目指す。
  - これは、DPPが自動的な製品コンプライアンスを可能にするのと同様である。
- ワンクリック・コンプライアンスは、企業がNIS2、サイバーレジリエンス法その他の枠組みの下で要求に直面しているサイバーセキュリティのような分野で、特に有用となり得る。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略16頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第2の柱: データ規則の簡素化

### iii. ワンクリック・コンプライアンス

- **欧州ビジネス・ウォレット規則(European Business Wallet)**は、このアプローチの主要なイネーブラーとなる。
  - 同規則は、コンプライアンス証明書を含む検証可能な資格情報を保存・管理・共有するための、信頼でき、相互運用可能なデジタル環境を提供する。
  - 企業は**欧州ビジネス・ウォレット**を用いて、自らをデジタルに識別し、エコシステムのユーザを識別・検証し、コンプライアンス証明書を提出することで複数のEU規則への適合性を示すことができる一方、行政当局および規制当局は、検証された情報への安全で即時のアクセスを得ることができる。
  - 時間の経過とともに、**欧州ビジネス・ウォレット**は、ライセンス付与、公共調達、資金アクセスなどの行政プロセスを支える共通インフラとなり、単一市場全体で企業と行政との間のシームレスなデジタルインタラクションを可能にする。
  
- エラー、悪用またはシステム障害が発生した場合に、企業、認証者、規制当局のいずれが責任を負うのかを決定することは、信頼性と法的確実性を確保するうえで不可欠である。
  - このため、欧州委員会は今後の公開協議においてこれらの問題を検討し、信頼でき、説明責任を伴う自動コンプライアンス・エコシステムを構築するために必要な機会とセーフガードの両方を評価する。
  
- 中小企業および中堅企業に対するコスト削減に加え、このようなシステムは、ルールが実務上どのように機能しているかについて政策立案者にインサイトを提供し、エビデンスに基づく規制を強化する。
  - ワンクリック・コンプライアンスは、競争力と信頼および説明責任を調和させるEUのデジタル簡素化アジェンダの礎となり得る。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略16-17頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第2の柱: データ規則の簡素化

### iv. データ法遵守における企業支援

- データ法は、データの利用および共有に関する主要なルールセットを構成する。
  - 企業、特に中小企業および小規模中堅企業が、その潜在力を十分に活用し、事務負担ではなくイノベーションに焦点を当てることができるようにするため、欧州委員会はすでに**FAQ文書**および**車載データに関するガイダンス**を公表しており、これらをより広範な支援措置パッケージによって補完する予定である。
- 即時措置には以下が含まれる:
  - **データ共有に関する契約モデル条項**: 法的複雑性を低減し、取引コストを削減し、新たなパートナーシップ締結時に企業に自信を与える。
  - **クラウドサービス向け標準契約条項**: クラウドの切り替えを容易にし、契約をより公正なものとし、欧州クラウド市場における競争とイノベーションを支援する。
- 段階的に導入される追加措置には以下が含まれる:
  - **合理的な補償に関するガイドライン**: データ共有に対して何を対価として請求できるのかを明確化し、データ保有者とデータ受領者の双方に法的確実性を提供する(2026年第1四半期)。
  - **データ法における特定の定義に関する新たなガイダンス**(2026年第1四半期)。
  - **データ法リーガル・ヘルプデスク**: 新ルールの適用方法に関する具体的質問につき、企業に直接支援を提供するものであり、中小企業に優先的に対応し、その照会が迅速かつ特別の配慮をもって扱われるようにする(2025年第4四半期)。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略17頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第2の柱: データ規則の簡素化

### iv. データ法遵守における企業支援

- これらの措置により、データ法は利用しやすいものとなり、 unnecessaryなコストが削減され、企業はEUのデータ経済における新たな機会を獲得するために必要な明確性と自信を得ることができる。欧州委員会は、契約モデル条項および標準契約条項を含む契約ツールの利用状況を綿密に監視し、データ共有における国際的な展開に沿って、必要に応じてそれらをレビューし、補完または調整する。
- 欧州委員会は、欧州ヘルスデータスペースと医療効率に関するビッグバイヤーズ・ワーキンググループ(Big Buyers Working Group)との間に構築された青写真を活用し、公共調達者コミュニティと欧州データスペースとの相乗効果を模索し、公共部門の効率性を高める。

### フラッグシップ行動(第2の柱)

- データ法制の統合に関する提案(2025年第4四半期)
- クッキーおよび類似技術に関するeプライバシー規則の更新提案(2025年第4四半期)
- GDPRへの限定的修正に関する提案(2025年第4四半期)
- ワンクリック・コンプライアンス・イニシアティブの立ち上げ(2025年第4四半期以降)
- データ法の実施を支援する措置の展開(2025年第4四半期以降)

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略18頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第3の柱: 戦略的国際データ政策を通じたEUのデータ主権の保護

- データ主権は、EUのデジタルな未来の中核に位置する。
  - これは、EUが自らの領域内外において、データへのアクセス、利用および保護の方法についてコントロールを維持しなければならないことを意味する。
  - 主権は、信頼できるパートナーとのオープン性、すなわち国境を越えたデータ交換へのオープン性を必要とするが、その条件は、公正で安全かつEUの価値と利益に整合するものでなければならない。
  - 外国の主体がEU市場への制限なきアクセスを享受する一方で、欧州企業が域外で不当な障壁に直面するような状況は、持続可能ではない。
  
- 主権の保護とは、EUのレジリエンスを守ることも意味する。
  - サイバー攻撃、技術流出、監視および強制的依存は、重要なデータを危険にさらす。
  - EUは、センシティブデータセットの利用可能性、完全性および安全性を確保し、とりわけEU域外の主体による不正利用や搾取を防止しなければならない。
  
- この目的のため、欧州委員会は、オープン性と強靭さを組み合わせた戦略を追求する。
  - すなわち、データアクセスおよび国境を越えたデータ移転に関する公正な条件をデジタル貿易の柱とし、明確なセーフガードを通じてセンシティブEU非個人データを保護し、信頼できるパートナーとの協力を深める戦略である。
  - また、EUの利益と価値を反映し、対立する勢力圏への分断を防ぐ世界的ガバナンスモデルの形成にも取り組む。
  - この戦略はEUデータ保護法体系を通じて構築されてきた安全な個人データフローに関するEUの長年のアプローチを補完する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略18-19頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第3の柱: 戦略的国際データ政策を通じたEUのデータ主権の保護

- EUは強固な法的枠組みを構築し、国際的に「信頼に基づくデータ自由流通(data free flow with trust)」を推進してきたが、域外の新たな不当なデータローカライゼーション要件、輸出規制、差別的ルールは、主権を損なう危険がある。
  - 欧州委員会はそのため、オープン性が悪用される、または脆弱性が武器化される場合には、比例的措置を講じ、EUの利益および規制自律性をより毅然として擁護する。

### i. 公正な国境を越えたデータフローとEUのセンシティブ非個人データに対するセーフガード

- 欧州委員会は、公正な条件および国境を越えたデータフローの効果的なコントロールを、国際的なデジタル貿易に組み込む。EUのデジタル・パートナーシップおよび対話の枠組みにおける構造的な意見交換を通じて、EUデータが十分なセーフガードなしに域外へ流出している既存の不均衡に対処する。
- こうしたギャップが残存する場合には、客観的基準に基づき、欧州委員会は、EUの国際的義務を十分に尊重しつつ、比例的な行動をとる。欧州委員会は、EU事業体に対する第三国の取り扱いを評価するためのガイドラインを2026年第2四半期に公表し、ローカライゼーション要求、市場排除、不十分なセーフガードその他の不当な取り扱いに対応するための「反データ漏えいツールボックス(anti-data-leakage toolbox)」を2026年第2四半期に策定する。このツールボックスは、貿易執行規則、対抗措置手段、経済安全保障上の考慮事項などの手段を参照または活用し得るものであり、EUのレジリエンスを強化する技術およびベストプラクティスに焦点を当てる。構造的な歪みや差別的慣行が是正されないまま残る場合、欧州委員会は必要に応じて、データアクセスおよび利用に関する公正な条件を確保するための追加措置を検討する。
- 併せて、欧州委員会は、GDPRおよび十分性認定によって保障される個人データの保護を補完する形で、EUのセンシティブ非個人データの保護を強化する。ステークホルダーとの協働および詳細なリスク評価の結果を踏まえ、欧州委員会は2026年第3四半期までに最初の限定的措置パッケージを採択する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略19頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第3の柱: 戦略的国際データ政策を通じたEUのデータ主権の保護

### ii. EUのデータ共有エコシステムと同志国のエコシステムとの連結

- EUのデータ保護、サイバーセキュリティ、執行および司法的救済に関する法的枠組みは、外国のデータ保有者にとって信頼できる基盤である。欧州委員会は、EUのデータエコシステムと志を同じくするパートナーのエコシステムとの間に、安全で収斂的かつ相互運用可能な連結を構築し、より多くのデータフローをEUに引き寄せる。
  
- 計画される措置には以下が含まれる。
  - (i) 共通欧州データスペースのようなサービスおよびインフラを支援し、シームレスな国境を越えたデータ共有を可能にすること、
  - (ii) 企業が適法なデータ交換を確保できるよう標準契約条項のようなツールを提供すること、
  - (iii) 二国間および複数国間の国際協定に、国境を越えたデータ共有に関するコミットメントを組み込むこと
  
- 収斂および相互運用性を強化するため、欧州委員会は国際対話およびデジタル・パートナーシップ・ネットワークにおいて、欧州トラステッドデータ枠組みを推進する。
  - また、データスペース成熟度モデル(データスペース・イニシアティブの能力を評価する標準化された枠組み)と連動し得るトラステッドデータの創設を検討し、域外の政府および企業との協力を支援する。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略19-20頁参照)

## 4. データ連合戦略の三本柱: 第3の柱: 戦略的国際データ政策を通じたEUのデータ主権の保護

### iii. 世界的データガバナンスにおけるEUの発言力の強化

- データガバナンスの競合モデルは、世界の情勢を分断させている。欧州委員会は、特に新興枠組みにおいてEUアプローチの国際的な促進を強化し、志を同じくするパートナーとの連携を強化する。
- 国際デジタル戦略に沿って、欧州委員会および欧州対外行動庁(**EEAS: European External Action Service**)は2026年までに、データガバナンスに関するデジタル・パートナーシップを深化・連結し、共通の目的を共有するパートナーと連携しつつ、デジタル貿易協定および従来型貿易協定におけるデジタル章をさらに発展させる。EUは、政府による個人データアクセスに関するOECD宣言のような手段を活用しつつ、G7、G20、OECD、国連といったフォーラムへの積極的な関与を続ける。
- 加盟候補国、潜在的加盟候補国および最も近接した近隣諸国との相互に有益な協力を促進し、EUアプローチを推進することにも特段の注意が払われる。EUはまた、選択された高価値公共データ(文化遺産など)について共有プラットフォームを設置する可能性をパートナーとともに検討し、センシティブデータフロー、政府によるアクセスおよびセクター別ルールについて信頼できる取決めを追求する。

### フラッグシップ行動(第3の柱)

- 域外におけるEUデータの公正な取り扱いを評価するためのガイドラインを発出する(2026年第2四半期)。
- 不当なローカライゼーション、排除、弱いセーフガードおよびデータ漏えいに対抗するツールボックスを作成する(2026年第2四半期)、および
- センシティブ非個人データを保護する措置を採択する(2026年第3四半期)。

# データ連合戦略: AIのためのデータの解放(本データ連合戦略20頁参照)

## 5. データ連合戦略: AIのためのデータの解放

- AIの時代における競争力を確保するため、データ連合戦略は、ルールの策定から成果の実現へとギアを切り替える。2020年以来の基盤を踏まえつつ、データ不足、規制の複雑性および世界的競争に対処する。
- 欧州データ革新会議は、ガバナンスの中核フォーラムとして引き続き位置づけられ、より深い技術的議論および加盟国・産業界との戦略対話を行うため改革される。同時に、Apply AIアライアンスは、企業、研究者および公共主体が実施状況に影響を与えられるようにする、セクター別フィードバックの主要チャンネルとなる。AIオブザーバトリーは、新たに生じるトレンドを追跡し、それらを政策インサイトへと転換する。
- ピンポイントの行動により、高品質データがスケールアップされ、規制状況が簡素化され、世界的データフローにおけるEUの役割が強化される。中小企業およびイノベーターにとって、これはコンプライアンスコストの削減、データアクセスの容易化およびより有利な国際環境を意味する。
- 測定されるものだけが実現される。このため、欧州委員会はプロセスの速度とテンポを高めるための単一市場ロードマップを発表した。データ連合戦略は、障壁の除去およびデータ単一市場の完成に向けて、とりわけ中小企業に焦点を当てつつ政策立案者および産業界を導くため、必要に応じてこのロードマップに貢献することができる。
- Apply AI戦略と連携して、データ連合戦略は、EUのデータ基盤が、すべてのセクターにおけるAIの開発・導入・普及を直接支えることを確保する。
- 長期的ビジョンは明確である。すなわち、データが安全かつ責任ある形で流通し、AIを駆動し、イノベーションを促進し、競争力を強化する、主権ある欧州データ経済である。

## IV. Digital Omnibus法案の次のステップと日本企業に求められる実務対応

# Digital Omnibus法案の次のステップ

- Digital Omnibus法案は欧州議会および理事会に送付され、審議・修正・採択が行われる。以下が予想される次のステップである。

時期	内容
2026年1-3月	欧州議会議員(MEP)が委員会で修正提案を議論・提出し、2026年1-3月までに最終報告書の採択を目指す加盟国代表が理事会で一般アプローチ(general approach)を作成するための技術的協議を開始する。
2026年4-6月	欧州議会の責任委員会が最終報告書を採択し全体会議で承認され、理事会側の立場も整えば三者協議(欧州委員会・欧州議会・理事会)が2026年春にも開始され、妥協案テキストの策定が進む。
2026年6月頃以降	最終採択が見込まれる。欧州議会・理事会の修正内容等によって遅れる可能性も早まる可能性もある。欧州議会が手続規則170条に基づく緊急手続きを適用すれば、委員会段階を飛ばして本会議で迅速採択が可能となり、2026年1-3月の採択もあり得る。

- Digital Omnibus法案が欧州議会・EU理事会において迅速に採択されると予想する根拠は、「III. データ連合戦略:AIのためのデータの解放(2025年11月19日付欧州委員会から欧州議会及びEU理事会へのコミュニケーション)」でご紹介した通り、データ連合戦略の中身自体が、Digital Omnibus法案が早期に採択されることを前提としたものとなっており、同法案の欧州議会・EU理事会において早期採択まで漕ぎつけることへの欧州委員会の強い決意と勝算が見て取れるためである。
- 上記データ連合戦略において、欧州委員会にとってデジタル規制の簡素化が欧州委員会の産業政策を推進するための不可欠の前提として説明されている。すなわち、欧州委員会が上記データ連合戦略において「AI技術およびサービスが世界の情勢を再構成する中、EUは、データ不足、規制の複雑性、世界的競争の激化という三つの新たな戦略的課題に緊急に対処しなければならない。」(スライド43)と説明していることは、EUにとってデータ不足がいかに深刻な問題であるかを示しており、その問題を解決するためには、デジタル規制の簡素化は不可欠かつ待ったなしの懸案であることが示されていると考えられる。

# GDPR、データ法およびAI法の改正の方向性に影響を与えることができる可能性がある

- 以下の改正案は、8週間のフィードバック期間(2025年11月21日～2026年1月21日)が設定される形でパブコメに付されている。それぞれの改正案の全ての欧州言語の翻訳が利用可能になるまでパブコメ期間は毎日延長される。
  - Digital Omnibus for the digital acquis (Digital Package on Simplification)(2025年11月19日欧州委員会提案)
  - Digital Omnibus on AI (Digital Package on Simplification)(2025年11月19日欧州委員会提案)
- 欧州委員会は既に追加的な簡素化イニシアティブを検討しており、「デジタル・フィットネスチェック」を通じてデジタル規制体系のストレステストを進めている。これはCall for evidence for an evaluationとしてパブコメに付されており、利害関係者は2026年3月11日まで意見提出できる。
- 2016年5月のGDPR採択以来、日本のデータ保護実務家は、域外適用のあるGDPRに対してさまざまな思いを抱いてきたのではないかと考えられる。今、このタイミングでは、EUは、データ保護規制・AI規制について大胆に規制改革を行うことに非常にオープンな状況にある。この千載一遇のチャンスを生かしEUのデジタル規制に影響を与えるには、欧州委員会に対して、GDPR、データ法、AI法がこうあるべきという意見を提出することが考えられる。または日本を代表してブリュッセルにおいて活躍するロビー団体を通じて意見を出していくことも考えられる。我が国は、EUにとってデジタル規制の分野において、極めて関係性の近い、志を同じくする同志国であるため、EUデジタル規制の見直しの議論に参画することにも意義が大きいものと考えられる。

## 日本を代表してブリュッセルにおいて活躍するロビー団体の例:

### **JBCE (Japan Business Council in Europe): 在欧日系ビジネス評議会 (<https://www.jbce.org/ja/>)**

- JBCEは1999年に設立されて以来、日本の産業界を代表し、欧州の政策立案への貢献を目的とした活動を行ってきました。現在、100社を超える日系企業が会員として活動に参加しています。
- ICT、電機電子、化学、自動車、機械、商社、精密機器、製薬、鉄鋼、繊維、ガラス、金融など多業種にわたる会員の専門性を共有することで、EUの政策に貢献しています。様々な委員会活動を通じて日本とEUの架け橋となるべく、日本企業の欧州経済への貢献に対する理解促進に努めています。

# 日本企業に求められる実務対応

- 改正法が最短で2026年6月に採択されることを念頭に(「本改正規則の効力発生(EU官報掲載から3日目)、適用開始(EU官報掲載から6か月後、ただし、3条8項(a)から(c)まで、6条2項及び3項、並びに7条から9条までは、効力発生から18か月後、単一窓口制度については場合に応じて最長24か月後)」)各法との関係で実務対応を採れるように準備を進めておく必要があると考えられる。
  - まずは、来年度予算として「EUデジタル規制の改正への対応」のための費用を計上しておくことが望ましいと考えられる。早ければ2026年中に改正法が適用開始となり、実務対応が必要となる可能性があるためである。
  - GDPR:
    - ◆ 簡素化される結果、より明確となるGDPR上の義務については監督当局によるより厳しい執行が行われる恐れがある。特に、データ保護影響評価(DPIA)が義務付けられる処理業務のリストがEUレベルで作成されることにより、このリストに掲載されている処理業務についてDPIAの実行義務を果たしていない場合には、深刻な執行につながり得ることに留意が必要である。
    - ◆ DPIAの実行には数か月単位で時間がかかることが通常であるため、DPIAの実行義務の有無のチェックとDPIAの実行を推進する必要がある。また、AIが絡む個人データの処理との関係で、正当な利益という法的根拠が利用可能であることが法定されることとなるが、バランステストは依然として必要となるため、同テストを着実に実行しておく必要がある。
    - ◆ 改正案が影響を与えるGDPR関連の内部規則の改訂や改正案がもたらしうる「個人データ」の定義に関連した論点等の検討も必要となる可能性がある。
  - データ法:スライド71の通り、欧州委員会は、データ法の遵守のための広範な支援措置パッケージの提供を予定しており、データ法の遵守に対する期待は大きく、それとともに監督当局による執行の優先事項となることが予想される。データ法の遵守のための実務対応を完了できていない企業は早急に推進する必要があると考えられる。

# 日本企業に求められる実務対応

## ➤ AI法:

- ◆ 高リスクAIシステムの提供者・利用者の義務が、既にEEA市場に上市された高リスクAIシステムとの関係では課せられないとしても、AIの安全性をアピールする観点から任意で各義務への遵守の実務対応を競合他社が行ってくる可能性も念頭に置く必要があると考えられる。
- ◆ AIシステムの設計が「大幅に (significantly)」に変更された場合には、高リスクAIシステムの提供者としての義務を負うことにも留意が必要である。適合性評価手続には技術文書の作成をはじめとして非常に重い作業の遂行が求められるため、高リスクAIシステムの提供者・利用者の義務の適用があるかどうかについては慎重かつ継続的なチェックが必要である。
- ◆ 高リスクAIシステムの提供者・利用者の義務が一時的に課せられない場合にも、GDPR上のデータ保護影響評価 (DPIA) の実行義務が課せられることが通常であるため、DPIAが適切に実行できているかどうかについてチェックすることが望ましい。
- ◆ [欧州委員会2025年11月24日付プレスリリース「欧州委員会、AI法向けの内部告発ツールを開設」](#)の通り、欧州委員会はAI法に関する内部告発ツールを開設した。このツールは、欧州委員会内のAI専門組織であるAIオフィスに対し、AI法の違反が疑われる事案を個人が直接報告できる、安全かつ秘密が保たれたチャネルを提供する。EU競争法のカルテル規制違反についてリニエンシー制度が導入された際には、国際カルテルを含む様々なカルテル規制違反の事案が芋づる式に摘発されることにつながったため、AI法についても同様の動きが見られるか注視が必要である。特に、自社と競合する高リスクAIシステムの提供者・利用者の役職員や自社を退社した役職員によるAIオフィスへの告発の可能性に留意する必要がある。

## ➤ その他

- ◆ スライド73・74・76の通り欧州委員会が「センシティブ非個人データを保護する措置」を2026年第三四半期に採択することを予定していることから、米国司法省規則の適用開始、我が国の経済安保法改正と軌を一にして、センシティブ非個人データ規制への対応においてデータ保護実務家の活躍が求められることが考えられる。



杉本 武重  
Takeshige Sugimoto

[takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com](mailto:takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com)  
<https://en.sandkbrussels.com/>

T+81-3-6410-8315; +32 494 67 33 51;  
+1 212 653 0640

#### S&K Brussels法律事務所

東京: 〒143-0016 東京都大田区大森北1-17-13 ACN大森駅前ビル6階

ブリュッセル: Bastion Tower Level 12,  
Place du Champ de Mars 5, box 14,  
Brussels 1050 Belgium

ニューヨーク: 1330 Avenue of the  
Americas, Suite 23, New York, NY 10019  
USA

< 弁護士会登録 >

2006年 弁護士登録(59期)

第一東京弁護士会所属

2013年 ニューヨーク州弁護士会所属

ブリュッセル弁護士会(B-List)所属

#### 経歴

2000年 駒場東邦高等学校卒業

2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

2006-2013年 長島・大野・常松法律事務所アソシエイト

2012年 シカゴ大学ロースクール法学修士課程卒業(LL.M)

2013年 オックスフォード大学法学部法学修士課程卒業(MJur)

2013-2014年 WilmerHale法律事務所ブリュッセルオフィスアソシエイト、2015-2017年  
同オフィスシニアアソシエイト

2015年-2021年、2023年-2024年 デュッセルドルフ日本商工会議所法務専門委員

2016-2017年 公正取引欧州委員会競争政策研究センター客員研究員

2017-2018年 Gibson Dunn & Crutcher法律事務所ブリュッセルオフィスオブカウ  
ンセル

2018-2019年 Bird & Bird法律事務所ブリュッセルオフィス・パートナー

2022-2024年 Future of Privacy Forum (FPF) (ワシントンDC)シニアフェロー

2019年-現在 当事務所開設・代表パートナー(-2024年)、パートナー(2024年-)

2019年-現在 (一社)日本DPO協会設立発起人理事(-2024年)、事務局長(2024年-)

2024年-現在 Ikigai法律事務所ニューデリー・バンガロールオフィス・客員外国弁護士

#### 主要な取扱分野

- EU: ①デジタル関連法: 一般データ保護規則(GDPR)、データ法、AI法、サイバーレジリエンス法、デジタルサービス法、データガバナンス法、その他EU立法機関(欧州委員会、EU理事会、欧州議会)で検討中の法案、②競争関連法: 競争法、デジタル市場法、③EU宇宙法案
- 米国: ①州レベルのデータ保護・プライバシー法・AI規制法、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)その他の州法、②連邦レベルのデータ保護・プライバシー法・AI規制法(㊦個人情報取扱いに対する規制: 児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)、その他の連邦法、連邦取引欧州委員会法(FTC法)第5条、その他連邦議会において検討中の法案、㊧機微個人データの越境移転に対する規制: 外国の敵対勢力から米国人のデータを保護する法律、懸念国又は対象人による米国人の機微個人データ及び政府関連データへのアクセスに関する司法省規則、㊨AI規制法: 連邦議会において検討中の法案)
- インド: デジタル個人データ保護法・規則、AI関連規制、競争法、労働法・雇用関連法
- 日本: データ規制関連法: 個人情報保護法・マイナンバー法、経済安全保障推進法等の機微技術情報等に関する規制、不正競争防止法等の営業秘密保護に関する規制、電気通信事業法、AI規制関連法、独占禁止法、宇宙開発法
- グローバル: 英国、シンガポール、中国、ブラジル、ベトナム、インドネシア等のデータ保護・プライバシー保護法・AI規制法・宇宙法

#### 最近の主要講演

- [Roundtable Discussion「米国におけるデータプライバシー規制・AI規制の動向と今後の展望&司法省による懸念国へのデータ越境移転の規制と日本企業の実務対応～故意の違反の場合、禁錮刑などの刑事罰も～」\(2025年9月4日\)\(日本経済団体EU会米国事務所会合\)](#)
- 講演「「米国プライバシー権法」草案と企業の対応」(JCAW ハイブリッドセミナー6月研修会(2024年6月6日)(JCAW ワシントン日本商工会主催))
- 講演「APRA(米国プライバシー権法: American Privacy Rights Act)への企業実務対応」/ 講演「米国連邦AI規制法案の最新動向と実務上の留意点」(米国連邦データプライバシー・AI規制セミナー～州法を無効化しクラスアクションにつながり得る米国プライバシー権法案の行方と実務対応～(2024年6月5日)(JETRO NY / JCCI NY / 日本クラブ / 当事務所共催(IPA(独立行政法人情報処理推進機構)後援))

# S&K Brussels

S&K Brussels法律事務所は、2019年にベルギーのブリュッセルで開業した日本の法律事務所であり、急速に進化する情報テクノロジーと規制の接点——データ保護・プライバシー保護、AI規制、データ利活用、宇宙活動規制などの法分野における専門性を強みとし、EU、米国、インド、日本などの主要法域に対応する国際的なリーガルアドバイザーです。

S&K Brussels Website: <https://sandkbrussels.com/>

この文書には、S&K Brussels法律事務所に帰属する機密情報が含まれています。本書は、日本の著作権法及び国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許可なく複製、翻案、公衆送信等することを禁じます。本書に記載されているサービス名及び会社名は、各社の商号、商標又は登録商標です。本書に記載されているサービスの仕様及びその他の情報は、予告なく変更されることがあります。